

管内概況

令和 2 年版



国土交通省

九州運輸局佐賀運輸支局

目 次

I 佐賀県の概況	1
1 地勢	1
2 人口	1
3 交通インフラ整備	1
4 主要交通網の概況	1
II. 管内の概況	
企画調整	
1. 地域公共交通の概況	2
2. 観光の概況	5
企画・輸送	
1. 倉庫業の概況	8
2. 旅客輸送の概況	9
3. 乗合バス輸送の概況	9
4. 貸切バス輸送の概況	10
5. タクシー輸送の概況	11
6. 貨物輸送の概況	14
7. 貨物事業の概況	14
8. 大型貨物自動車（ダンプカー）の概況	16
9. レンタカーの概況	16
監査	
1. 自動車運送事業の監査の概況	17
登録	
1. 自動車登録の概況	18
整備・保安・検査	
1. 自動車検査制度及び点検整備制度の概況	21
2. 自動車整備事業の概況	22
3. 自動車の事故・公害関係の概況	23
4. 街頭検査の実施状況	24
海事	
1. 運航関係事業の概況	25
2. 港湾運送事業の概況	26
3. 海事産業関連事業の概況	27
運航労務	
1. 船員関係事業の概況	29
2. 運輸安全マネジメント関係事業の概況	31
III. 運輸支局の概況	
1 沿革	32
2 運輸支局の主な業務内容	34
3 管轄区域	34
IV. 独立行政法人自動車技術総合機構	
1 佐賀事務所の概況	35

1 地勢

佐賀県は、九州の西北部に位置し、東および東北は福岡県に、西は長崎県に接し、北は玄界灘に、南は有明海に面している。東北部から中央にかけては、脊振・天山山塊地域でいわゆる筑紫山脈の西半分にあたる。西部は、丘陵地形で山岳は低い、また南部にかけては山岳地形となり、長崎県境部には経ヶ岳・多良岳などがある。南部は、佐賀平野でいわゆる筑紫平野の西部をなす穀倉地帯である。

主な河川は、東部から筑後川、嘉瀬川、六角川などがあり、北部には松浦川などがある。

2 人口

佐賀県の面積は、約2,440平方キロメートル。10市10町で構成され、人口は約81.4万人。
(佐賀市約23.3万人、唐津市11.7万人、鳥栖市7.4万人、伊万里市5.3万人)

佐賀県統計年鑑（令和元年版）

3 交通インフラ

（1）道路

県内には、高規格幹線道路として九州縦貫道、九州横断道及び西九州道の3路線があります。小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点・観光地等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要として、広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が進められている。

西九州自動車道は、隣接する福岡県・長崎県を結ぶ県北の東西軸となり、県北部における地域経済の活性化が期待される。また、有明海沿岸道路は県南の東西軸として、佐賀唐津道路は県央の南北軸として整備が進められている。

（2）鉄道

平成24年6月に着工の九州新幹線（武雄温泉・長崎間）について、完成・開業時期を令和4年度から可能な限り前倒しされ、整備が進められている。

県内を走るJR線は、鹿児島本線、長崎本線、佐世保線、筑肥線、唐津線。

民鉄は、県東部に甘木鉄道、西部に松浦鉄道が県境をまたぎ運行している。

（3）港湾・空港

県内の重要港湾として、「唐津港」「伊万里港」が指定。唐津港においてはクルーズ船誘致にも取り組んでいる。

空港は、九州佐賀国際空港があり、増便や新たな路線の誘致が進められている。

4 主要交通網の概況



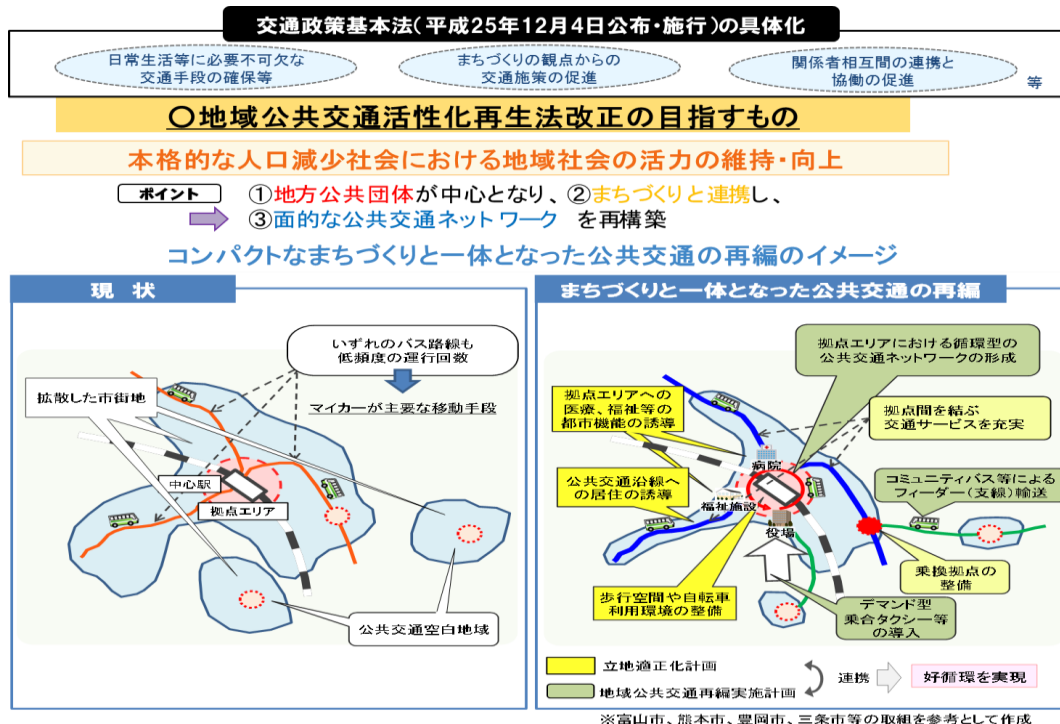
1. 地域公共交通の概況

企画調整

1. 地域公共交通に関する政策（地域公共交通活性化再生法）

- 近年における少子高齢化の進展や自家用車の普及等により、地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保等を行うため、地方公共団体が主体となって、地域公共交通の維持・確保や利便性向上の取組を促進するため、平成19年に「地域公共交通活性化再生法」が制定された。
- 平成26年の改正により、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを再構築するため「地域公共交通網形成計画」を法定計画として規定し、国が法律・予算の特例措置を適用することにより、計画の実現を後押しする制度を整備。

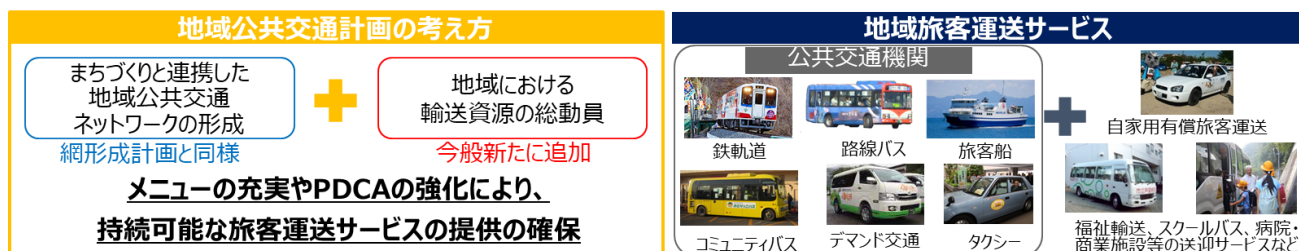
地域公共交通活性化再生法（平成26年改正）



2. 「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」へ

- 令和2年の地域公共交通活性化再生法の改正（令和2年11月施行）により、地域公共交通網形成計画を「地域公共交通計画」と改め、地方公共団体の作成を努力義務として規定。
- 地域の多様な移動資源の活用や地域における協議の促進が行われやすい制度に改正し、地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通の実現を後押ししていく。

地域公共交通活性化再生法（令和2年改正）



- 地方公共団体が交通事業者と連携して、地域の輸送資源を総動員する交通計画を作成
- 既存の公共交通サービスの改善・充実の徹底と国が予算面とノウハウ面から支援 → 持続可能な地域公共交通の実現へ

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

地域公共交通の維持・確保及び利便増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービス実現のための協議を行うため、道路運送法に基づく地域公共交通会議、活性化再生法に基づく地域公共交通活性化協議会を設置。

市町名	公共交通会議	活性化協議会	網形成計画 策定期間	計画期間
佐賀県	佐賀県地域公共交通活性化協議会		H29.3	H29.4～R4.3
佐賀市	佐賀市地域公共交通会議	—	—	
唐津市	唐津市地域公共交通会議	唐津地域公共交通活性化協議会	H27.7	H27.8～R4.3
鳥栖市	鳥栖市地域公共交通会議		R2.3	R2.4～R7.3
多久市	多久市地域公共交通会議（R3.3.25活性化協議会設置）		—	
伊万里市	伊万里市民と考える地域交通会議		H28.3	H28.4～R7.3
武雄市	武雄市地域公共交通会議		R2.3	R2.4～R7.3
鹿島市	鹿島市地域公共交通会議	鹿島市地域公共交通活性化協議会	H29.3	H29.4～R4.3
小城市	小城市地域公共交通会議	小城市地域公共交通活性化協議会	H29.9	H29.10～R4.3
嬉野市	嬉野市地域公共交通会議	嬉野市地域公共交通活性化協議会	—	
神埼市	神埼市地域公共交通会議	神埼市地域公共交通活性化協議会	R2.3	R2.4～R7.3
吉野ヶ里町	吉野ヶ里町地域公共交通活性化協議会		H28.3	H28.4～R3.3
基山町	基山町地域公共交通会議	基山町地域公共交通活性化協議会	—	
上峰町	上峰町地域公共交通活性化協議会		H29.3	H29.4～R4.3
みやき町	みやき町地域公共交通会議	みやき町地域公共交通確保維持改善協議会	—	
玄海町	玄海町地域公共交通会議	唐津地域公共交通活性化協議会	H27.7	H27.8～R3.12
有田町	有田町地域公共交通会議	—	—	
大町町	大町町地域公共交通会議（R3.4.1活性化協議会設置予定）		—	
江北町	—	—	—	
白石町	白石町地域公共交通会議	—	—	
太良町	太良町地域公共交通会議	太良町地域公共交通活性化協議会	H30.3（R2.3改定）	H30.4～R5.3

4.佐賀県内の地域公共交通網形成計画・再編実施計画の策定状況

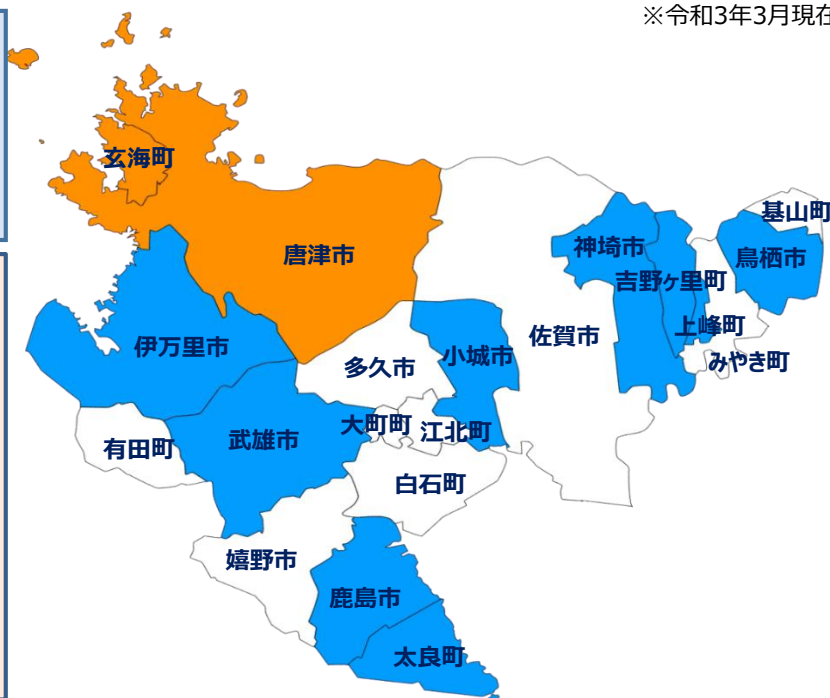
- 佐賀県内では、地域公共交通の現状と問題点や課題の整理を踏まえ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的として、地域全体の公共交通の在り方や住民・交通事業者・行政の役割を定める「地域公共交通網形成計画」を、県を含む21自治体のうち12自治体が「地域公共交通網形成計画」を策定。
- 唐津地域においては、佐賀県と唐津市、玄海町が共同して、公共交通ネットワークの利便性と効率性を向上させつつ、面的な再構築を行う「唐津地域公共交通再編実施計画」を策定している。

■ 地域公共交通網形成計画

佐賀県
唐津地域（唐津市・玄海町）、鳥栖市、
伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、
神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、太良町

■地域公共交通再編実施計画

唐津地域再編実施計画
(佐賀県、唐津市、玄海町)



5.佐賀県内の地域内交通の状況（コミュニティバス・乗合タクシー）

令和2年12月現在

市町名	地域内バス路線	運行形態	運行事業者
佐賀市	松梅地区「べんりカー松梅号」	バス事業（区域）	松原タクシー
	富士町コミュニティバス	バス事業（路線定期・区域）	ロイヤル観光・松原タクシー 佐賀タクシー・中央タクシー
	三瀬地区コミュニティバス	自家用有償運送（路線定期・区域）	佐賀市
唐津市	乗合タクシー （唐津中心部・浜玉七山・北波多肥前エリア）	バス事業（路線定期）	昭和自動車
	相知地区「花タウンバス」		
	「ふれあいタクシーきゅうらぎ号」	バス事業（区域）	
鳥栖市	鳥栖市ミニバス	バス事業（路線定期）	鳥栖構内タクシー・久留米西鉄タクシー
多久市	ふれあいバス	自家用有償運送（路線定期）	多久市
	ふれあいタクシー	バス事業（区域）	昭和自動車
伊万里市	いまりんバス	バス事業（路線定期）	西肥自動車
	波多津ふれあい号	自家用有償運送（路線定期）	NPO法人まちづくり波多津
	大川町すこやかバス		大川町コミュニティ運営協議会
	黒川町内巡回バス「くろがわ号」		黒川町まちづくり運営協議会
	松浦町デマンドタクシー	バス事業（区域）	西肥亀の井タクシー
	二里町デマンドタクシー		
武雄市	武雄市内循環バス	バス事業（路線定期）	祐徳自動車
	みんなのバス	バス事業（路線定期・区域）	武雄タクシー・温泉タクシー
	武雄市乗合タクシー	バス事業（路線定期）	温泉タクシー
鹿島市	高津原のりあいタクシー 予約型のりあいタクシー	バス事業（路線定期・区域）	再耕庵タクシー
小城市	広域循環バス・小城町巡回バス	自家用有償運送（路線定期）	小城市
	三日月町巡回バス・牛津町巡回バス		
	小城やまびこタクシー	バス事業（路線定期・不定期）	小城タクシー
	芦刈町乗合タクシー「あしま〜る」	バス事業（路線定期）	
嬉野市	乗合タクシー	バス事業（路線定期）	温泉タクシー
神埼市	神埼市巡回バス	バス事業（路線定期）	ジョイックス交通
	脊振町通学バス		
	脊振町「ふれあいタクシー」	バス事業（区域）	
吉野ヶ里町	コミュニティバス	バス事業（路線定期）	吉野ヶ里観光タクシー
	吉野ヶ里町デマンドタクシー	バス事業（区域）	
基山町	きやまコミュニティバス	バス事業（路線定期）	西鉄バス佐賀・基山タクシー
上峰町	通学バス・巡回バス「のらんかい」	バス事業（路線定期）	上峰タクシー
	乗合タクシー「のらんかい」	バス事業（区域）	吉野ヶ里観光タクシー
みやき町	みやき町コミュニティバス	バス事業（路線定期）	鳥栖構内タクシー
有田町	有田町コミュニティバス	バス事業（路線定期）	西肥自動車
	ふれあいタクシー	バス事業（区域）	有田タクシー・西肥亀の井タクシー
大町町	乗合タクシー検討中	バス事業	大町観光タクシー（予定）
江北町	江北町循環バス	バス事業（路線定期）	祐徳自動車
白石町	福富線「あいのりタクシー」	バス事業（路線定期）	橋間自動車
	白石町「いこカー」	バス事業（路線定期・区域）	橋間自動車・錦タクシー
太良町	太良町コミュニティバス	バス事業（路線定期）	再耕庵タクシー

2. 観光の概況

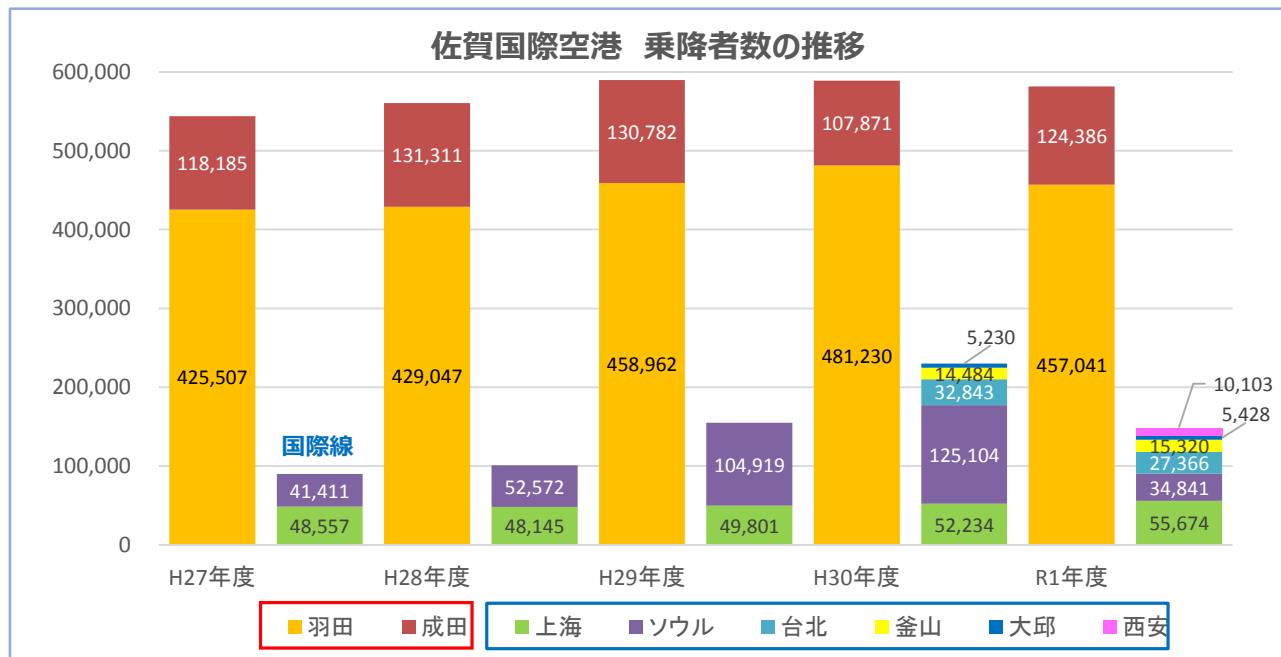
企画調整

1. 九州佐賀国際空港 就航路線等

路線	運航	便数	備考
東京（羽田）	A N A	1日5往復	2020.3から1日1往復に減便中
東京（成田）	春秋航空	1日1往復	2020.4から日曜日1往復に減便中
上海（浦東）	春秋航空	週4往復	2020.2から運休中
西安（西安咸陽）		週3往復	[2019.10就航] 2020.1から運休中
仁川（ソウル）	ティーウェイ航空	週7往復	2019.8から運休中
金海（釜山）		週4往復	[2018.12就航] 2019.8.まで運行
大邱（大邱）		週4往復	[2018.12就航] 2019.5.まで運行
台北（桃園）	タイガーエア	週2往復	2020.3から運休中

2. 九州佐賀国際空港の利用状況

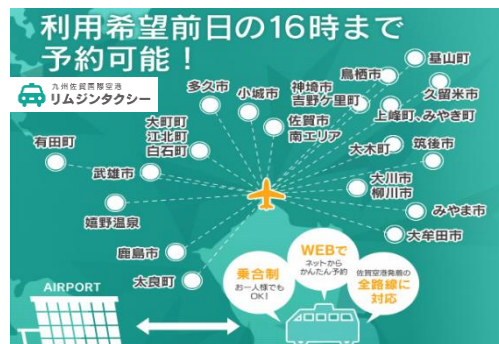
令和元（2019）年度における佐賀空港の国内線、国際線全体の年間利用者数は、過去3番目の記録となる730,976人であったが、日韓関係悪化による令和元年8月からの韓国便の運休、令和2（2020）年の新型コロナウイルスの影響による国内線の減便及び国際線の運休の影響により、利用者が大きく減少した。



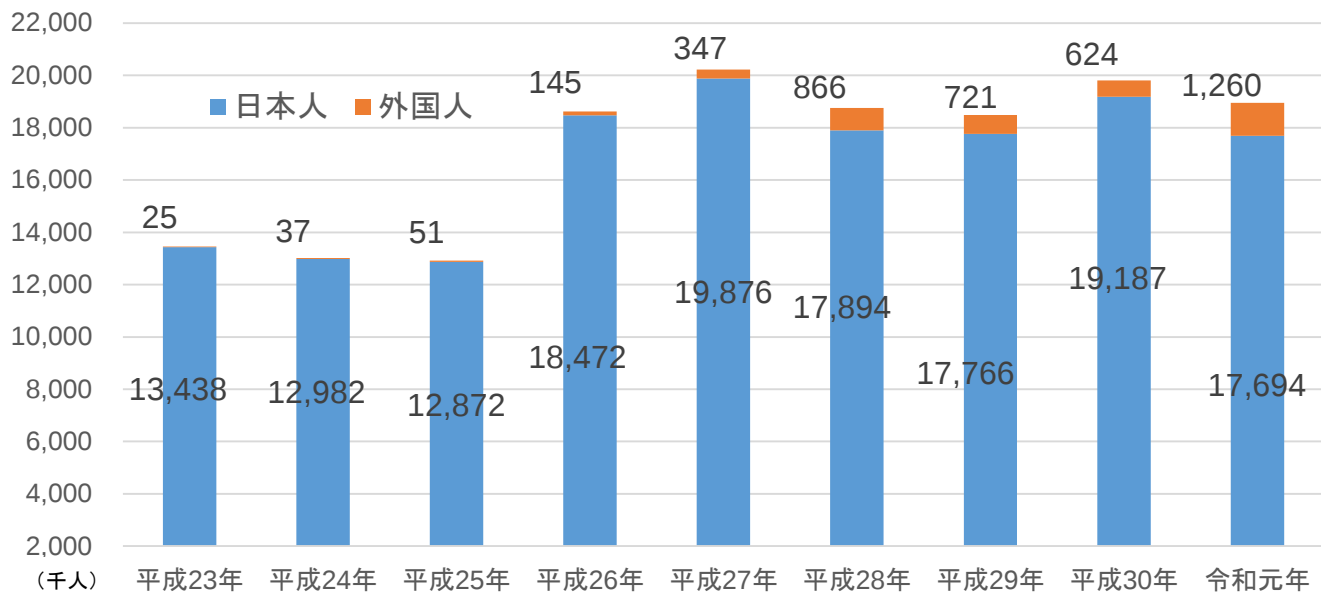
(出典: 佐賀県 ※R1年度の利用者数総数にはチャーター便利用者数817人を含む)

3. 空港アクセス

- ▶ リムジンタクシー: 佐賀県内及び福岡県南西部地域の19路線（空港発着）で運行（事前予約制）
- ▶ 空港アクセスバス: 空港⇄佐賀駅BCを航空機の発着に合わせて運行（所要35分 Wi-Fi利用可）
- ▶ 高速バス: 「佐賀空港～福岡線」は上海便の運航日に運行。
※上海便は現在運休

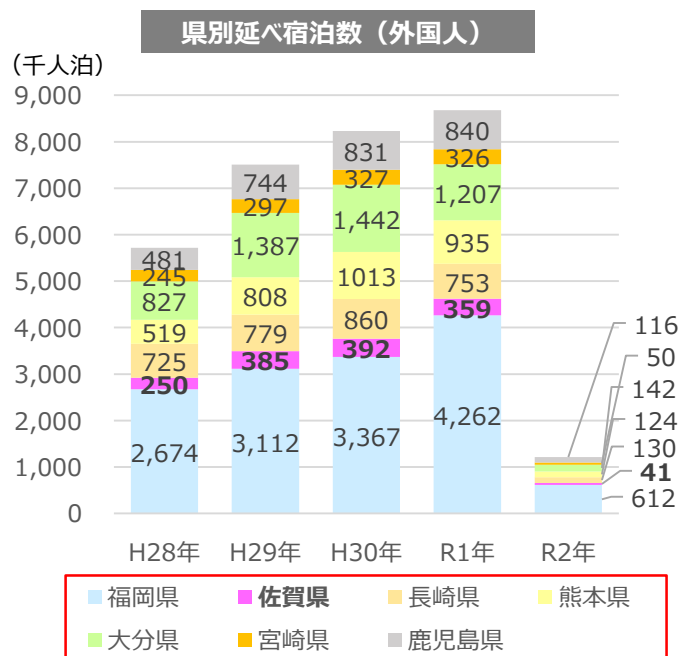
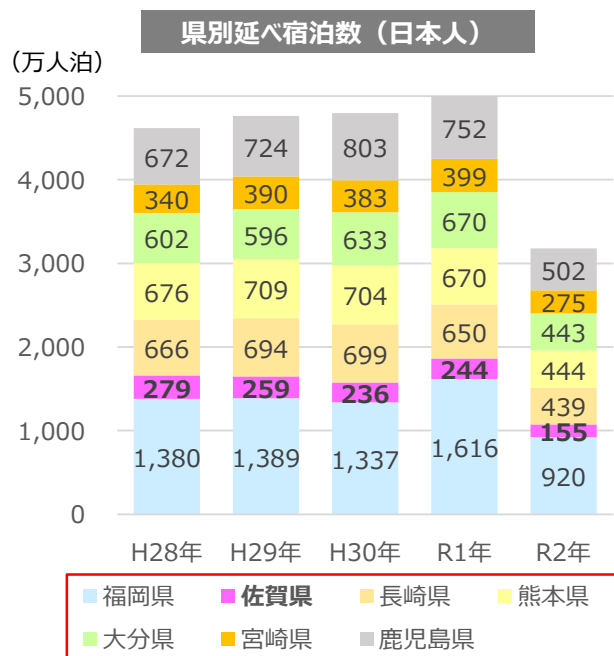


4. 佐賀県の観光入込客数の推移



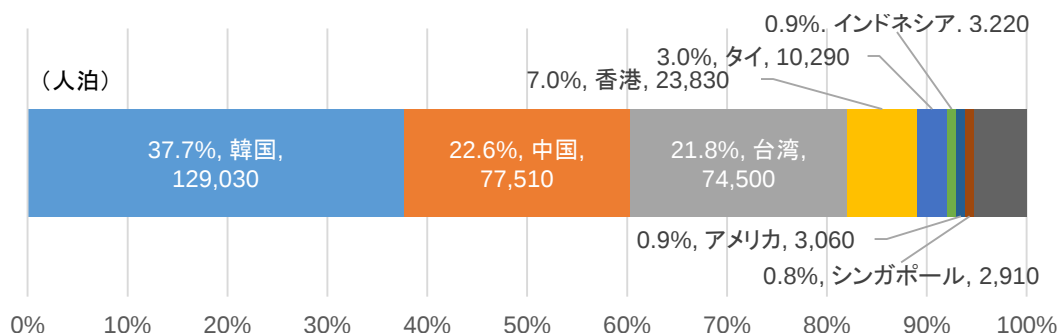
(出典:観光庁 全国観光入込客統計に関する共通基準による統計)

5. 九州各県別の延べ宿泊者数の推移【九州各県】 (※R2年は速報値)



出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」

6. 佐賀県の国籍別延べ宿泊者数 (令和元年)



※国籍別集計は従業者数10人以上の施設が対象のため、「5. 九州各県別の延べ宿泊者数の推移【九州各県】」の数値とは一致しない。

Ⅱ. 管内の概況

7. 佐賀県内の観光地域づくりの取組

- 観光地域としての魅力を高めるためには、さまざまな組織が一体となり、マーケティング・マネジメントやブランディング、商品造成、プロモーションなどを行い、観光客を誘致することが必要となる。
- その役割を担う組織として、国は「観光まちづくり法人（DMO）」を「観光地域づくりの舵取り役」と位置づけ、地域経済の活性化を図る取組を推進している。
- 佐賀県内の観光地域づくり法人（DMO）及び候補法人は下記の3団体が登録されており、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立ち、多様な関係者と協同しながら、観光地域づくりを実現するための戦略を策定し、着実に実施する取組が行われている。

(株)有田まちづくり公社
[地域DMO法人] R2.10.16 登録

「有田焼と伝統・アート・職の町 有田」
“顧客視点”の事業を企画し実行することで有田町、有田焼事業者にとっての将来の事業モデルになることを目指す。観光客と住民が交流する機会を創出し、体験型観光の収益化と主産業である窯業の活性化の相乗効果を生み出せる活動へ繋げていく。



(一社)起立工商協会
[地域DMO法人]

「上峰の持続可能な観光地域づくり」
継続して拡大していける交流のコンテンツを開発、町の観光産業振興に寄与し「住んでよし」「訪れてよし」の観光地域づくりの形成を目指す。
令和元年8月7日付けで、DMO候補法人から地域DMOに登録される。



(一社)嬉野温泉観光協会
[地域DMO候補法人]

「1300有余年の歴史を紡ぐ温泉地 嬉野」
嬉野茶や長崎街道の面影を残す歴史的町並みなどの観光資源を有する。2022年の九州新幹線西九州ルート嬉野駅開業を視野に「再び訪れたいくなるまちづくり」を市民協働で進める。



1. 倉庫業の概況

企画輸送

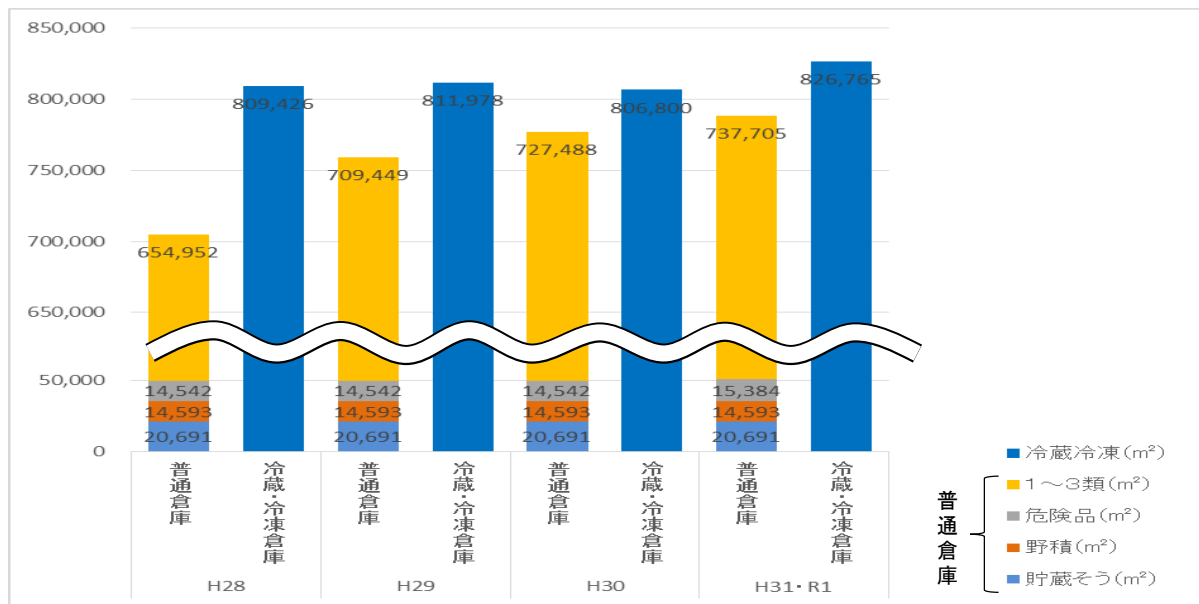
管内の平成31年（令和元）度末における事業者数は、普通倉庫87社、冷蔵倉庫29社となっている。
庫腹量は、1～3類倉庫727千㎡、冷蔵倉庫806千㎡となっており、主要取扱い貨物は、1～3類倉庫が食料工業品・電気機械・合成樹脂等、冷蔵倉庫が冷凍食品・畜産加工品等である。

1. 倉庫事業者数の推移

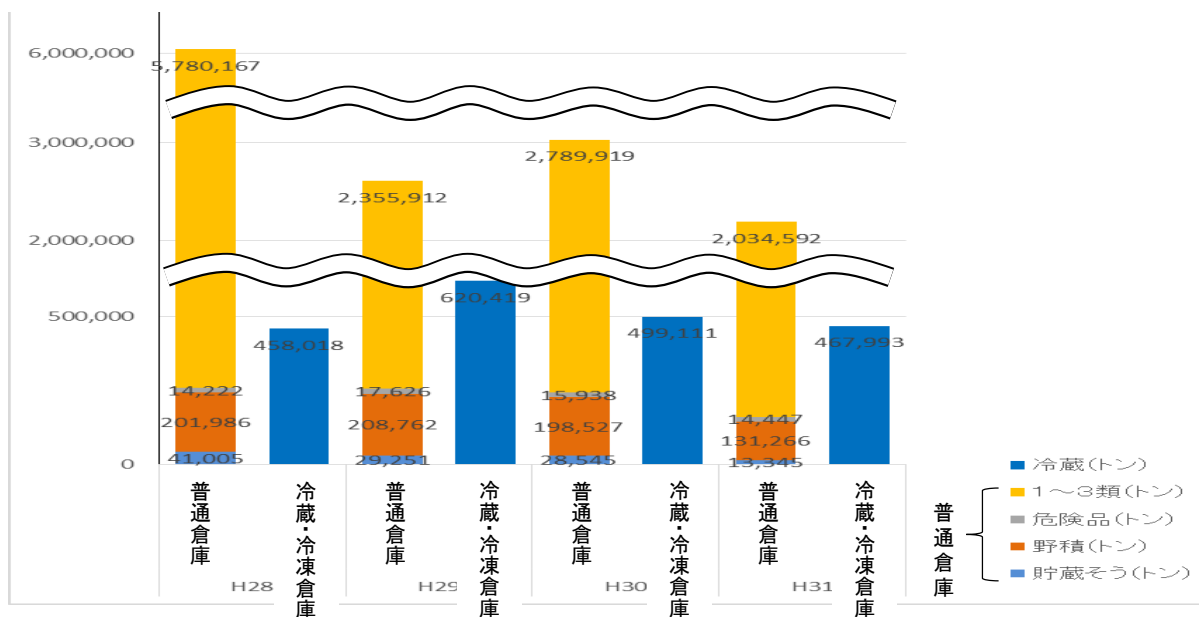
	H28	H29	H30	R1
普通倉庫	84	85	87	87
冷蔵倉庫	28	28	29	29

各年度末 単位：社（者）

2. 倉庫事業庫腹量の推移



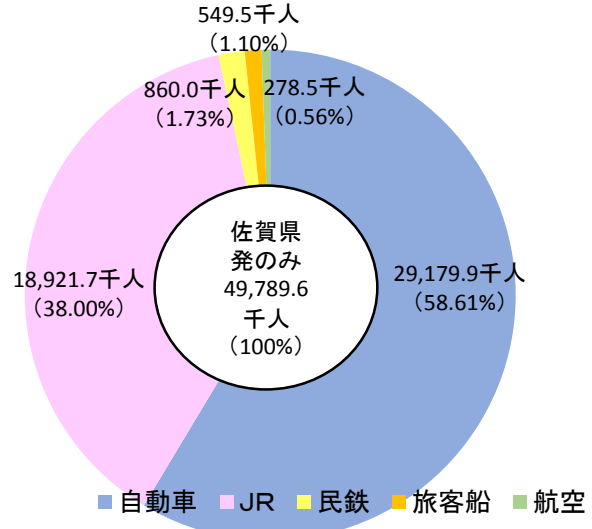
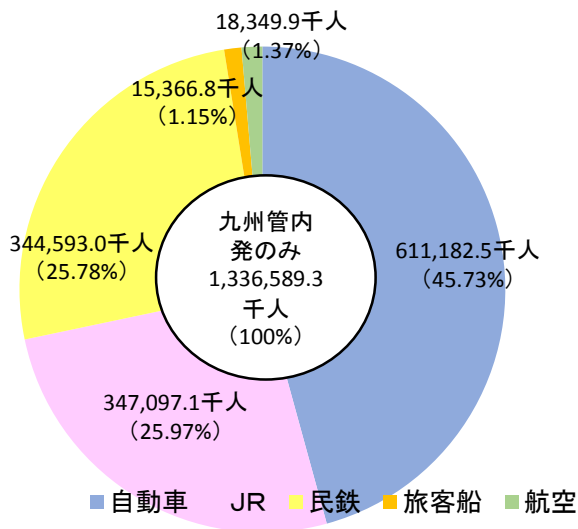
3. 保管実績の推移



2. 旅客輸送の概況

企画輸送

1. 輸送機関別旅客流動人員（平成30年度）



出典：旅客地域流動調査

3. 乗合バス輸送の概況

企画輸送

- 乗合バスは日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしてきたが、モータリゼーションの進展、交通渋滞に伴う定時制確保困難等による利便性の低下からバス離れが進み、輸送人員は昭和42年度の70,382千人をピークに年々減少傾向にある。
- このような状況の中、都市部においては、深刻化する環境問題、道路交通混雑の激化、高齢化社会の進展等に対処するため、バス活性化委員会や交付金制度を活用した施設の整備、走行環境の改善、低床ノンステップバスや低公害車の導入といった輸送サービスの改善が進められている。
- 一方、過疎化が進む地方部においては、利用者減少に伴いバス路線の維持が困難になっていることから、地域住民の生活交通確保のため、地方公共団体や地域住民その他関係者から構成される地域公共交通会議を通じて、地域のニーズに対応したコミュニティバスの導入が進んでいる。今後とも、地域の関係者が地域交通の構築に積極的に参加し、地域全体として取り組んでいくことが必要となってくる。

1. 県内・県外乗合バス事業者の概況（令和2年3月31日現在）

県内事業者

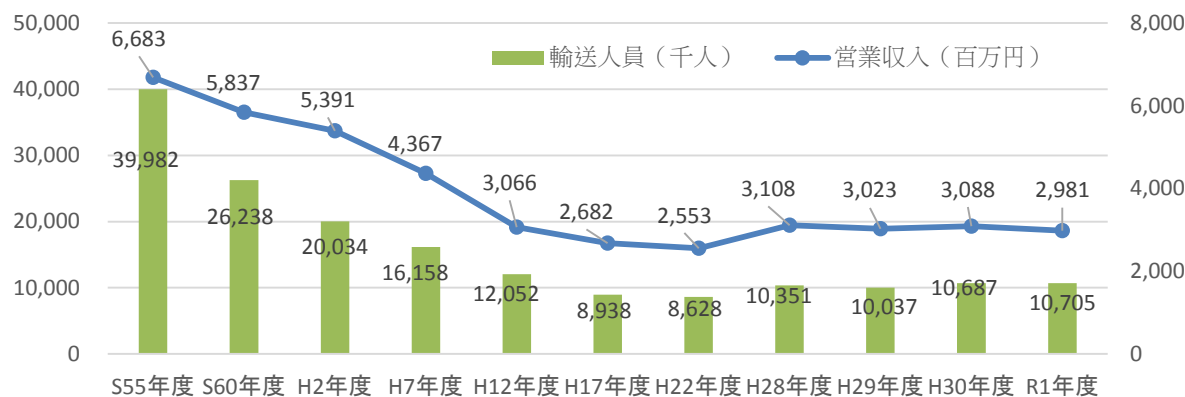
事業者名	所在地	車両数（両）	路線キロ（km）	輸送人員（千人）	実車キロ（千km）
祐徳バス（株）	鹿島市	50	226	549	1,793
佐賀市交通局	佐賀市	68	200	3,301	2,483
昭和自動車（株）	唐津市	271	1,193	3,597	4,676
西鉄バス佐賀（株）	佐賀市	38	307	1,550	1,759

県外事業者

事業者名	本社	車両数（両）	
西日本鉄道（株）	福岡県福岡市	24	佐賀市～福岡市間の都市間高速路線を運行。
西肥自動車（株）	長崎県佐世保市	32	主に伊万里市及び有田町を中心とする路線を運行。
J R九州バス（株）	福岡県福岡市	8	主に嬉野市及び武雄市を中心とする路線を運行。

2．県内乗合バス事業者の輸送実績等の推移

年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H28	H29	H30	R1
事業者数 (社)	3	3	5	7	6	6	4	4	4	4	4
車両数 (両)	506	512	579	466	405	360	332	400	405	429	427
路線キロ (km)	1,610	1,536	2,742	1,945	1,891	1,612	2,004	2,034	2,213	1,926	1,928
総走行キロ (千km)	25,721	21,096	22,598	18,096	15,305	16,010	15,441	16,082	16,056	17,125	16,799



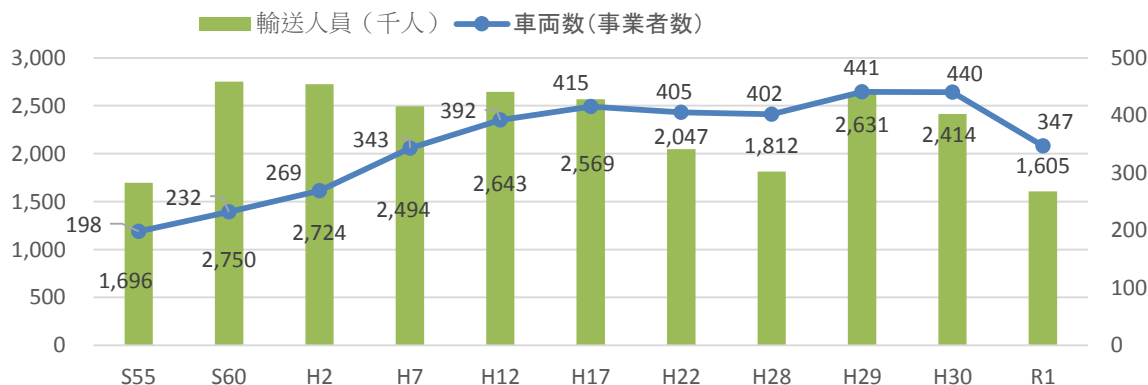
4.貸切バス輸送の概況

企画輸送

- 貸切バス事業は、主として観光を目的とする旅客の輸送に利用され、スクールバス、企業の従業員輸送、イベント会場と最寄りの駅間の旅客の送迎、訪日外国人対応など、利用者ニーズの多様化に応じ幅広い用途で利用されている。
- 平成24年4月に関越自動車道において多数の死傷者を出した高速ツアーバス事故を契機に、国土交通省では、貸切バスの安全規制強化を図ってきたが、平成28年1月に長野県の軽井沢において死傷者41名となったスキーツアーバス事故を契機に、再発防止策について徹底的に検討し、平成28年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめた。この対策に基づき、行政処分基準の厳格化、貸切バス事業許可の更新制度、民間指定機関が適正化事業を行うための負担金制度の創設等が順次実施されている。

1．県内貸切バス事業者の輸送実績等の推移

年度	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H28	H29	H30	R1
事業者数	4	10	15	15	19	27	28	27	26	26	24
車両数 (事業者数)	198	232	269	343	392	415	405	402	441	440	347
輸送人員 (千人)	1,696	2,750	2,724	2,494	2,643	2,569	2,047	1,812	2,631	2,414	1,605
総走行キロ (千km)	9,131	13,731	18,182	19,152	19,166	18,287	15,074	10,583	13,502	14,152	8,785



5. タクシー輸送の概況

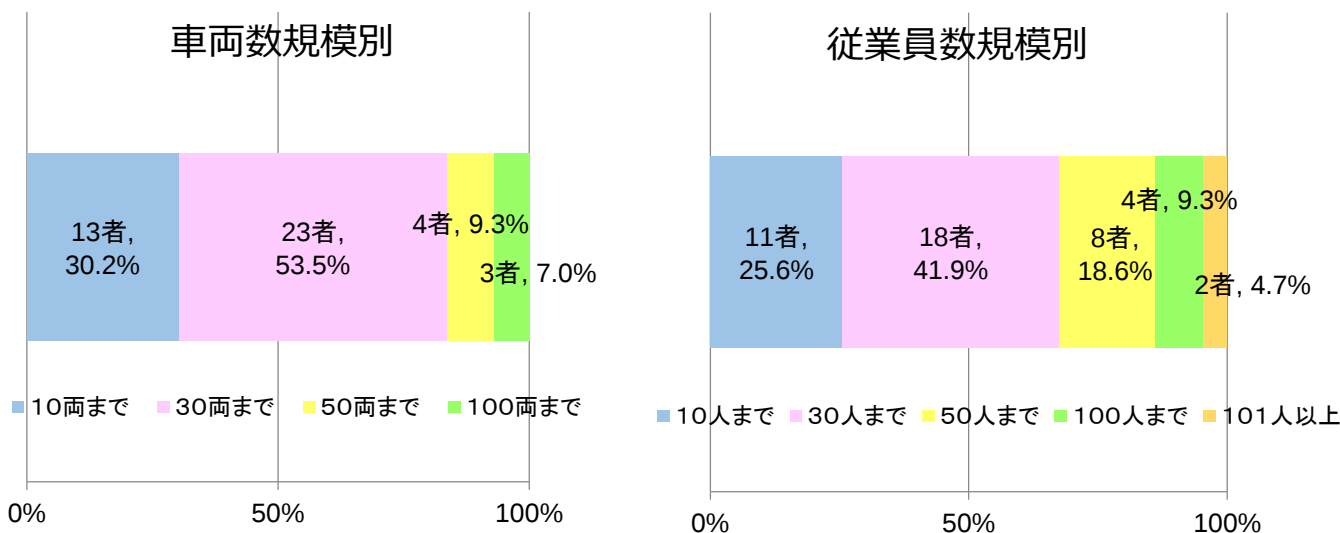
企画輸送

- バス、鉄道等の大量輸送機関を補完し、ドア・ツー・ドアの機動的・個別的公共交通機関として重要な役割を担うタクシー事業においても、労働力（運転者）の不足、高齢化が課題となっている。佐賀県運転者登録センターにおける、令和2年3月末現在の登録運転者数（法人タクシーのみ）は1,248名（前年から65名減）、平均年齢は64.8歳（前年から0.5歳上昇）となっている。
- 佐賀県内では現在、「タクシー適正化・活性化特措法」により、佐賀市と唐津市が「準特定地域」に指定。協議会において活性化推進策の協議、実施、フォローアップを行っている。
- 運賃については、平成26年4月に消費税率改定にあわせ公定幅運賃が適用され、令和元年10月には消費税増税分を上乗せした運賃改定、令和2年2月には人手不足が深刻な運転者待遇改善を目的とした運賃改定（初乗り運賃を80円引き上げ730円とした）を行った。
- なお、佐賀県では、運転免許証を返納した乗客に対して割引を行う「運転者免許返納割制度」や、乳幼児連れの保護者や妊婦をサポートする「子育てタクシー」の運行など、独自の取組が展開されている。

1. 県内タクシー事業者数・車両数の推移

年度	H2		H7		H12		H17		H22		H27		R1	
法人タクシー事業者数/車両数	71	1,444	68	1,382	63	1,336	59	1,300	51	1,206	46	1,113	43	1,058
個人タクシー事業者数/車両数	68	68	68	68	67	67	70	70	61	61	54	54	47	47
福祉限定専業事業者数/車両数	0		0		0		10	22	23	64	31	75	36	73

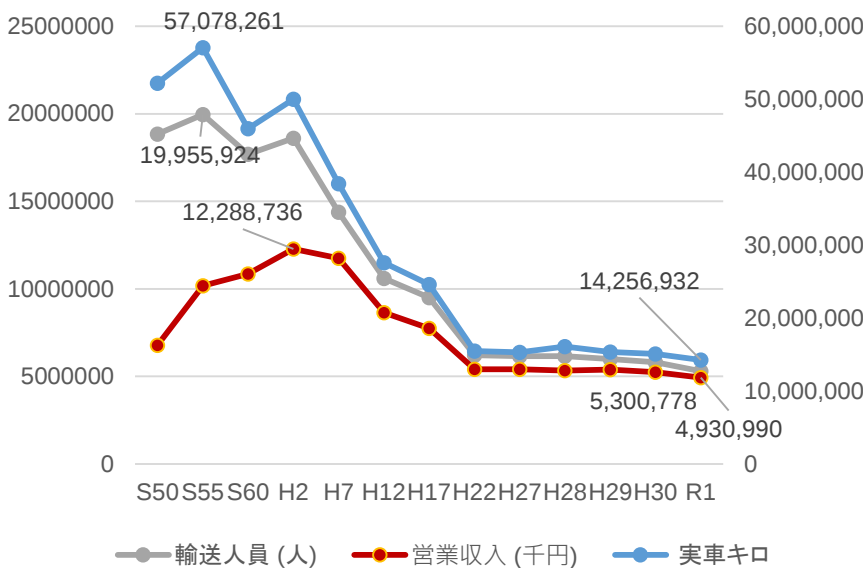
2. 規模別タクシー事業者数



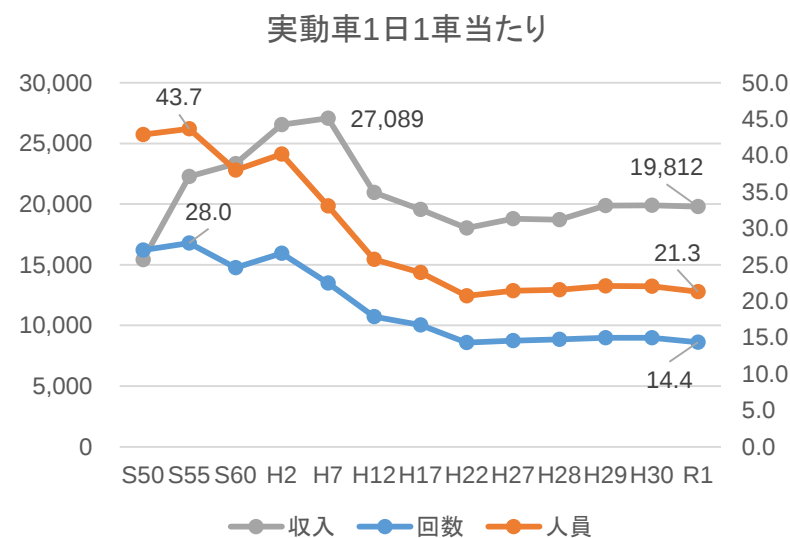
※県内に本社を置く法人タクシー

Ⅱ．管内の概況

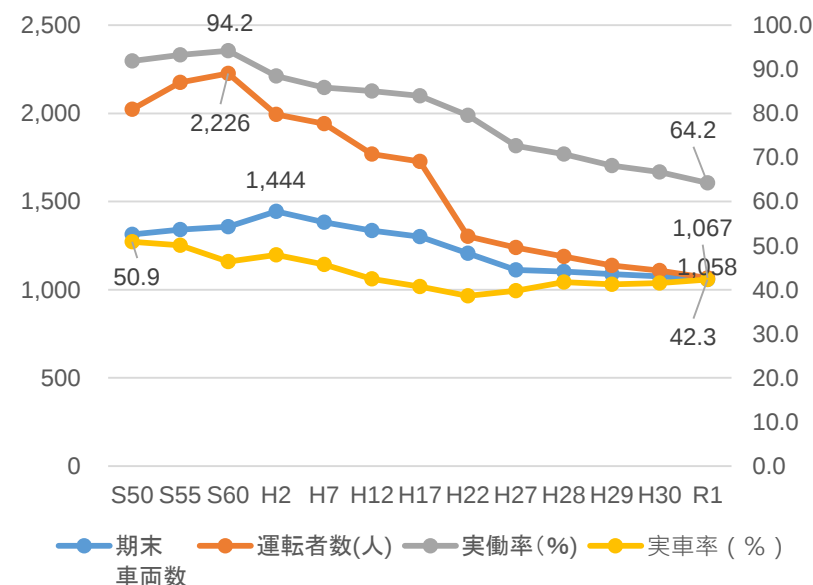
3．県内法人タクシー事業者の輸送実績等の推移



年度	実車キロ	輸送人員 (人)	営業収入 (千円)
S50	52,174,549	18,835,154	6,777,979
S55	57,078,261	19,955,924	10,174,756
S60	45,958,861	17,681,335	10,859,642
H2	50,016,055	18,607,191	12,288,736
H7	38,413,742	14,384,020	11,757,417
H12	27,596,019	10,605,687	8,636,363
H17	24,616,845	9,499,912	7,751,812
H22	15,493,006	6,211,813	5,404,415
H27	15,286,573	6,158,860	5,404,500
H28	16,100,565	6,154,823	5,340,474
H29	15,359,815	5,985,812	5,387,414
H30	15,097,791	5,806,146	5,241,249
R1	14,256,932	5,300,778	4,930,990



年度	回数	人員	収入
S50	27.0	42.9	15,432
S55	28.0	43.7	22,276
S60	24.6	38.0	23,326
H2	26.6	40.2	26,558
H7	22.5	33.1	27,089
H12	17.9	25.7	20,954
H17	16.7	24.0	19,551
H22	14.3	20.7	18,023
H27	14.6	21.4	18,809
H28	14.8	21.6	18,718
H29	15.0	22.1	19,891
H30	15.0	22.1	19,910
R1	14.4	21.3	19,812



年度	期末車両数	運転者数	実働率	実車率
S50	1,313	2,024	91.9	50.9
S55	1,341	2,176	93.3	50.1
S60	1,358	2,226	94.2	46.4
H2	1,444	1,994	88.5	47.9
H7	1,382	1,941	85.9	45.7
H12	1,336	1,770	85.1	42.4
H17	1,300	1,728	84.0	40.7
H22	1,206	1,302	79.5	38.6
H27	1,113	1,240	72.7	39.8
H28	1,103	1,188	70.8	41.7
H29	1,088	1,138	68.1	41.2
H30	1,076	1,109	66.7	41.5
R1	1,058	1,067	64.2	42.3

4．佐賀県営業区域別タクシー事業者・車両数（令和2年3月31日現在）

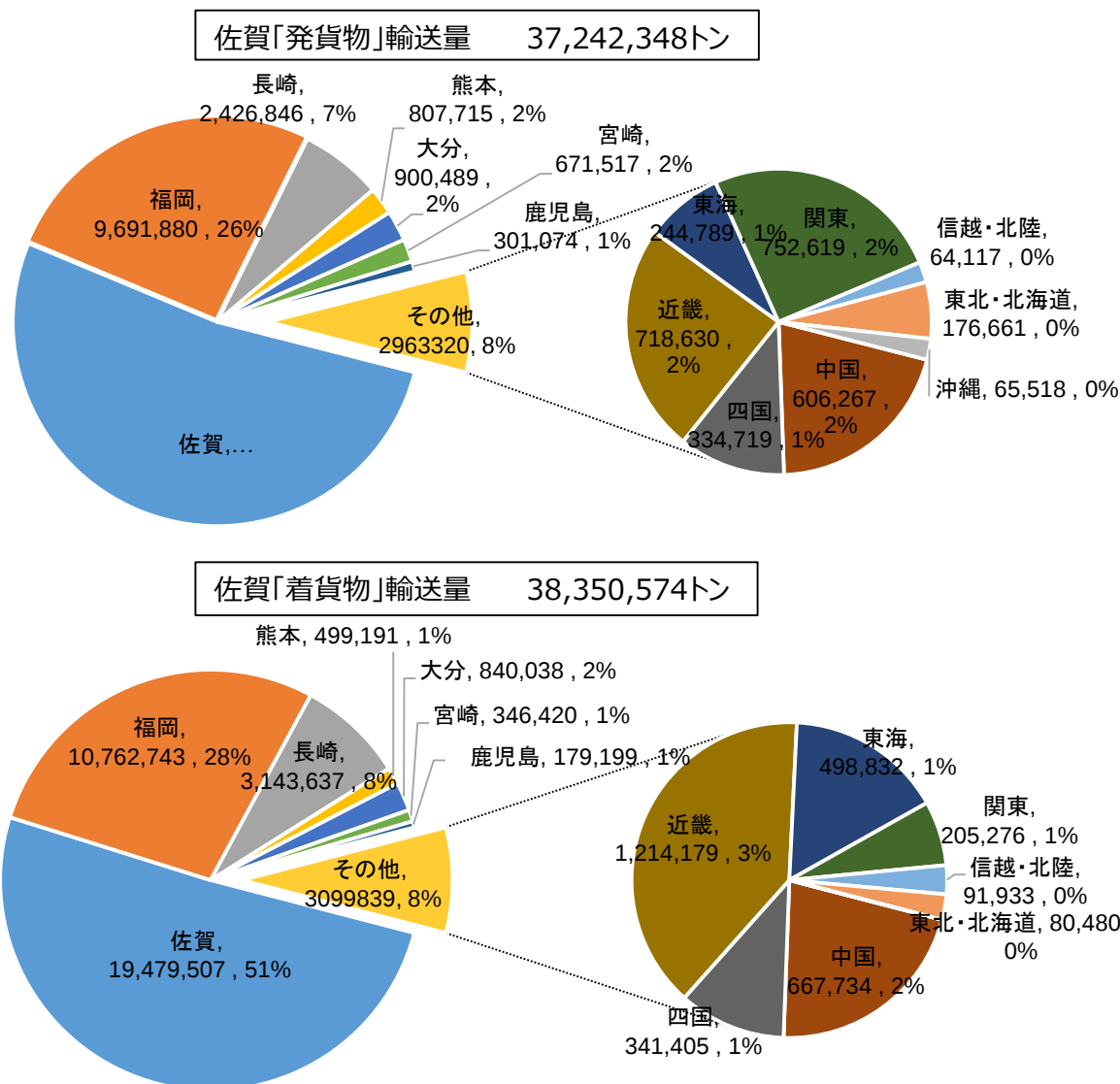
- ①：当該地域に営業所を置く一般タクシーの事業者数
 ②：福祉車両を除く一般タクシーの車両数で、（ ）書きは個人タクシーの車両数で内数
 ③：当該地域における人口（佐賀県の推計人口（令和2年4月1日現在））



6. 貨物輸送の概況

企画輸送

1. 貨物流動状況（令和元年度）



7. 貨物事業の概況

企画輸送

- 佐賀県内におけるトラック事業者数及び車両数は、一般貨物611社11,390両（うち特別積合事業者22、運行車106両）、特定貨物1社8両、軽貨物818社1,523両、一般貨物（霊柩）31社117両、軽霊柩9社18両である。事業者数及び車両数の推移は下表のとおり。
- 近年、日本経済は緩やかな回復基調にあるものの、県内トラック事業者の経営状況は依然として厳しい状況にあり、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金であることから、運転者の不足や高齢化、ひいては過労運転や重大事故の要因となっている。
- こうした状況の改善を図るため、平成27年度より運送事業者・学識経験者・荷主を含めた関係者で構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」が中央及び各都道府県に設置され、佐賀県においてはこれまで11回開催している。また、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の上限規制が設けられること等から、運転者の労働条件を改善し持続的に事業を行っていくための参考となる運賃として「標準的な運賃の告示制度」が設けられ、令和2年4月24日に告示された。

1．貨物自動車運送事業者数の推移

年度	S55	S60	H2	H12	H15	H22	H27	H28	H29	H30	R1
一般	235	240	307	450	497	576	603	608	606	606	612
特別積合	10	16	18	19	17	20	22	22	22	22	22
特定	22	21	15	11	9	3	2	1	1	1	1
霊柩	22	24	27	39	40	41	35	34	33	30	32
軽貨物	109	259	511	896	891	860	813	828	833	827	818
軽霊柩	26	25	27	29	20	16	13	11	11	13	9

※一般貨物事業者には特積事業者を含んでいる

2．貨物自動車運送事業の車両数の推移

年度	S55	S60	H2	H12	H15	H22	H27	H28	H29	H30	R1
一般	3,521 (396)	4,221 (611)	5,810 (835)	9,023 (261)	9,488 (230)	10,444 (97)	10,748 (125)	10,934 (125)	11,017 (125)	11,168 (106)	11,390 (106)
特定	156	165	122	80	53	12	12	8	8	8	8
霊柩	37	41	46	88	95	111	115	115	118	124	117
軽貨物	191 <26>	482 <25>	842 <27>	1,235 <30>	1,228 <24>	1,375 <27>	1,327 <24>	1,359 <19>	1,411 <20>	1,466 <20>	1,541 <18>

※一般貨物車両数の（）は特積事業者の運行車で内数である
軽貨物車両数の<>は軽霊柩車両で内数である

3．規模別事業者数（一般・特定）

（総計472社 ※佐賀県内に主たる事務所を有する事業者）

車両数規模別

令和2年3月31日現在

	5両まで	10両まで	30両まで	50両まで	100両まで	200両まで
事業者数	165	103	141	36	19	8
構成比	35.0%	21.8%	29.9%	7.6%	4.0%	1.7%

従業員数規模別

	10人まで	20人まで	50人まで	100人まで	300人まで	1000人まで
事業者数	284	75	77	18	16	2
構成比	60.2%	15.9%	16.3%	3.8%	3.4%	0.4%

資本金規模別

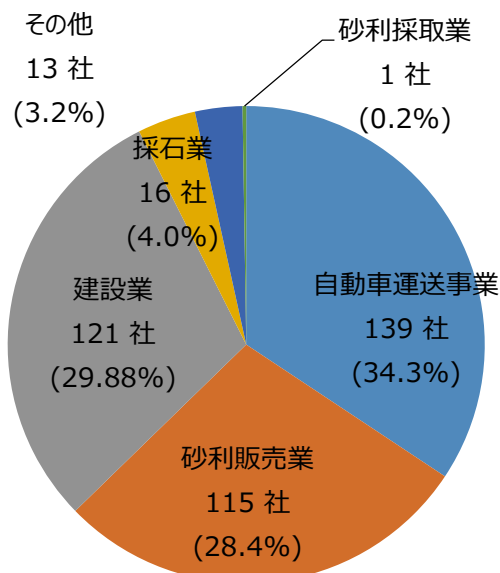
	個人	300万まで	500万まで	1000万まで	5000万まで	1億まで	1億超
事業者数	51	148	52	110	100	7	4
構成比	10.8%	31.4%	11.0%	23.3%	21.2%	1.5%	0.8%

8.大型貨物自動車（ダンプカー）の概況

企画輸送

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック（公道を走行するもの）については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務づけられている。佐賀県内の業者別使用者数及び車両数は下表のとおり。

表示	業 種	事業者数	車両数
営	自動車運送事業	139 社	700 両
販	砂利販売業	115 社	173 両
建	建設業	121 社	167 両
石	採石業	16 社	47 両
他	その他	13 社	27 両
砂	砂利採取業	1 社	1 両
砕	砕石業	0 社	0 両
		405 社	1,115 両

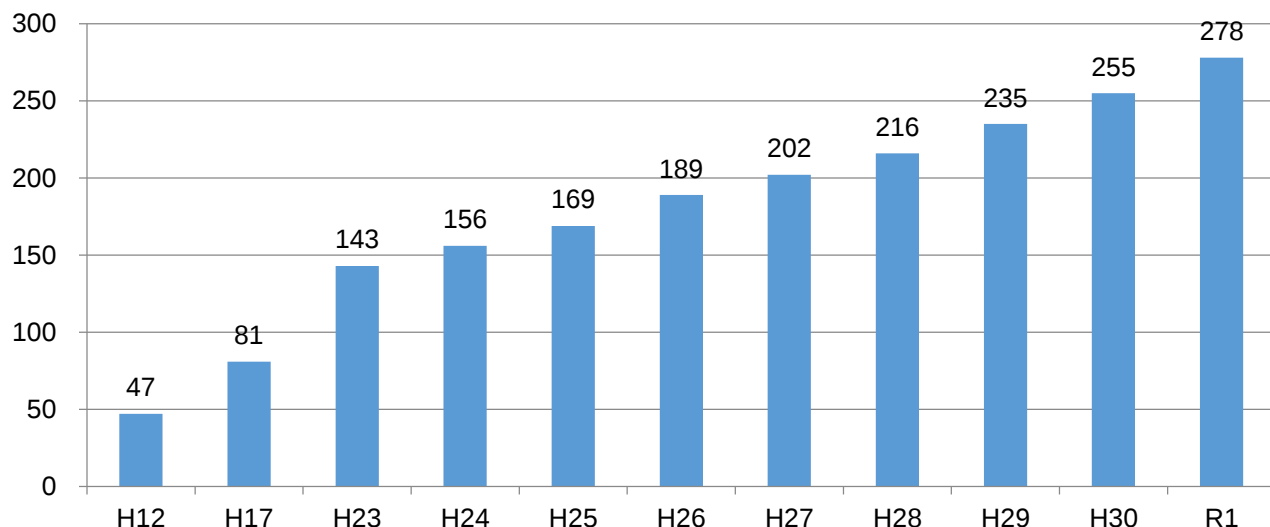


9.レンタカーの概況

企画輸送

- レンタカーは、不特定多数の人々に様々な用途で使用され、公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着しており、自家用自動車の代替輸送手段として必要なときに必要なだけ利用できる利便性から需要がさらに伸びるものと予想される。
- 近年見られる需要の伸長要因は、用途の拡大、都市圏におけるカーシェアリングサービスの事業拡大や新規参入事業者の増加と、車検整備や事故車修理代車のレンタカー化等と考えられる。
- 今後も高度化するニーズの多種多様な車両の提供・大量交通機関との連携や乗り捨てのサービスネットワークの採用等を積極的に行い、歓迎されるサービスを展開していく必要がある。

1. レンタカー事業者数の推移

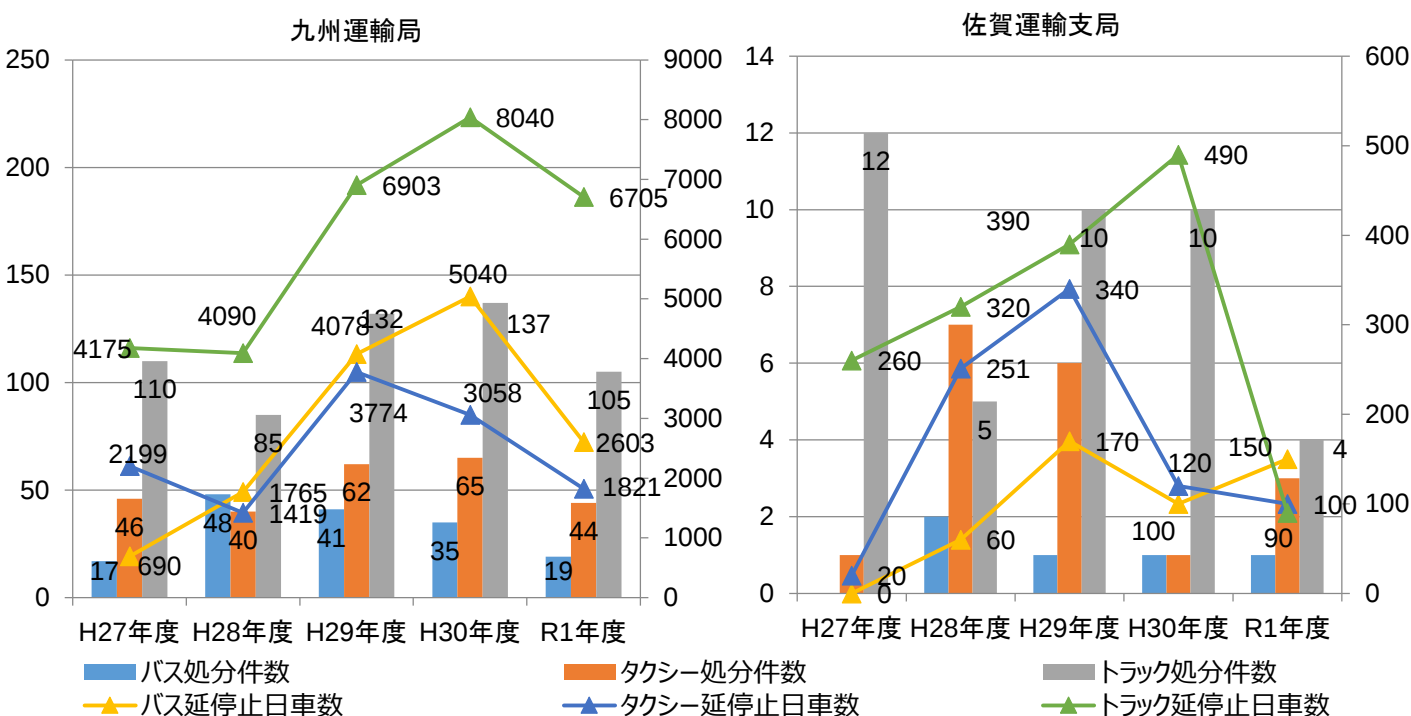


1. 自動車運送事業の監査の概況

監査

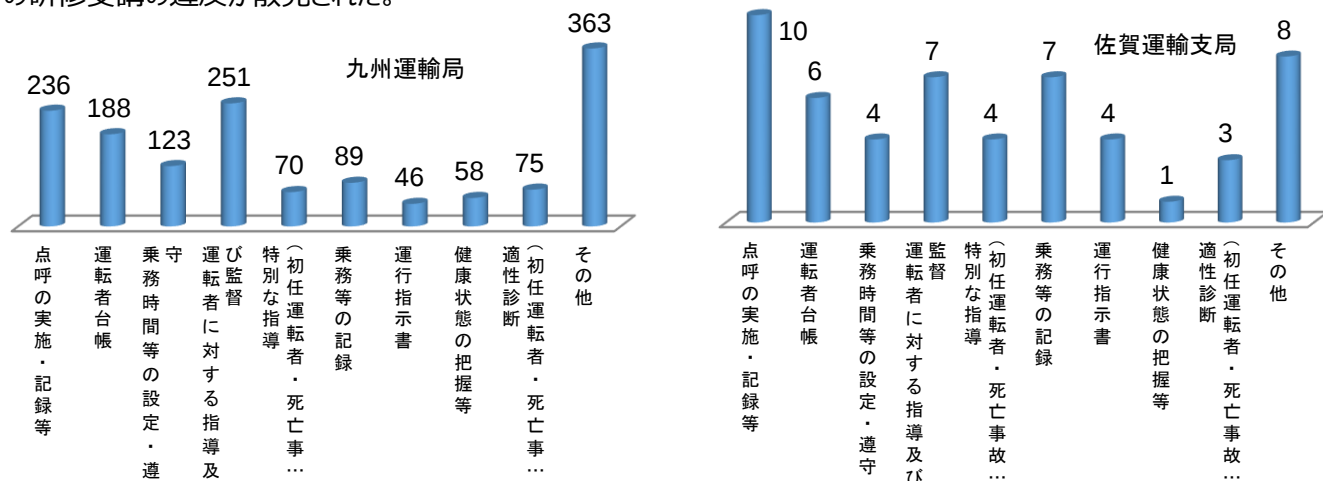
- 自動車運送事業者に対する監査は、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本的認識の下に行うこととしており、運行管理者又は整備管理者を選任していない、運転者に対して全く点呼を実施していない、営業所に配置している全ての事業用自動車の定期点検整備を実施していない等、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重要な法令違反の疑いがある事業者を優先的に対象とするほか、過去の監査、行政処分等の状況、利用者等からの苦情等を踏まえ、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図ることを目的として、効果的に実施するよう努めている。
- また、政府全体の交通安全対策として、平成29年6月に策定された「事業用自動車総合安全プラン2020」において、重点施策として「監査等の実効性の向上による違反行為等の是正及び悪質事業者の排除」が挙げられており、自動車運送事業者に対する行政処分基準の強化が行われている。

1. 自動車運送事業者行政処分件数等の推移



2. 違反項目別行政処分件数（令和元年度）

令和元年度の行政処分を違反項目別に見ると、九州運輸局全体においては、点呼の実施・記録等の不備及び運転者に対する指導及び監督に関する処分が突出。佐賀支局においては、点呼の実施・記録等の不備、乗務等の記録に関する違反が運輸局全体の処分内容の比率より高い傾向にあった。その他としては、運行記録計に関する違反や、運行管理者の研修受講の違反が散見された。



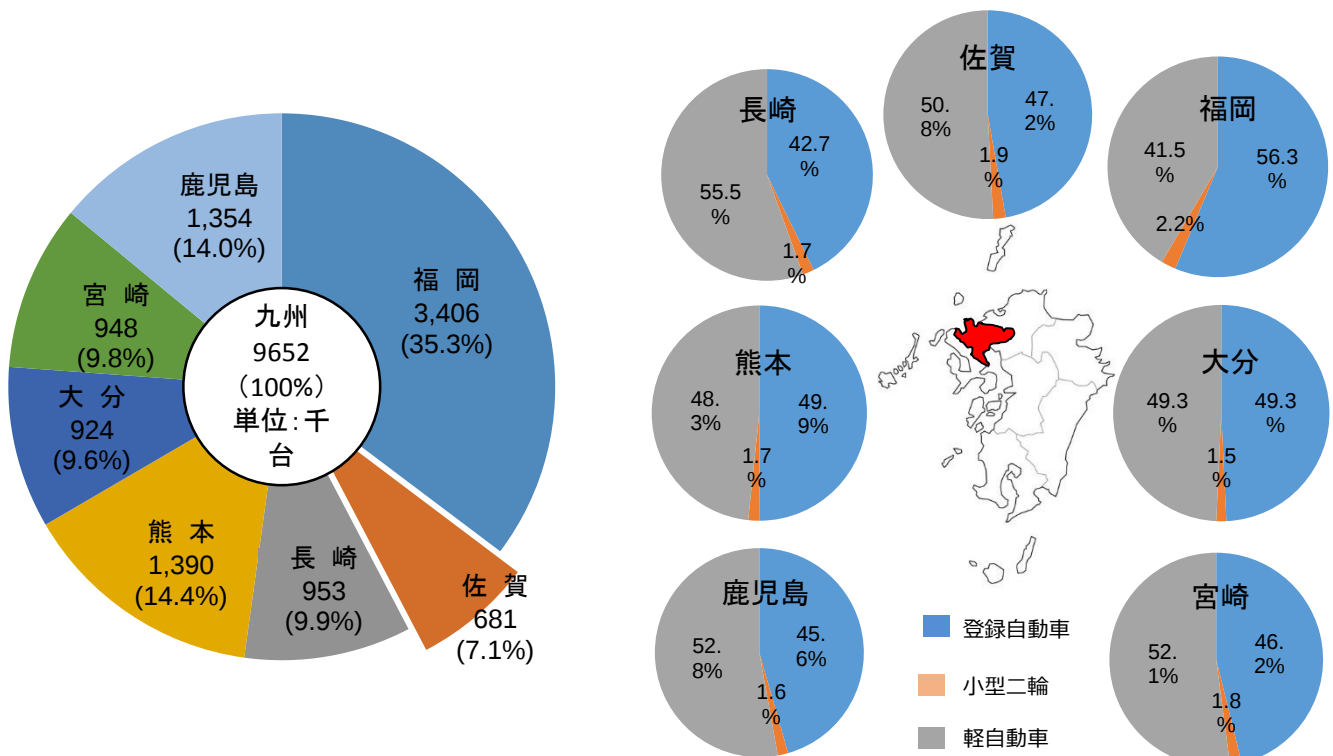
1.自動車登録の概況

登録

- 〈登録の目的〉自動車の登録制度は「所有権の公証」により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（自動車の使用実態の把握・盗難防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策さらに安全性の確保など）をもつ「行政登録」からなる。
- 〈登録業務〉業務は当初紙原簿方式だったが、昭和45年に導入された電子情報処理システムにより、激増する自動車登録・検査業務が円滑に処理されるよう数回のシステム更改が行われ、ファイル容量の拡大及び処理時間の短縮を図り、平成11年5月より分類番号の3桁化と併せ、ユーザーが希望するナンバーを取得することができる希望ナンバー制が導入された。平成29年1月より新システムで稼働中であり、オリンピック・パラリンピックの開催を記念して特別仕様ナンバープレートが、平成29年から期間限定で交付されている。
- 〈ワンストップサービス（OSS）申請〉政府による「e-japan」重点計画に基づき、申請者が自宅に居ながらにしてインターネットにより自動車の登録ができるOSS申請が平成17年12月から一部地域で型式指定の新規新車を対象に稼働し、ユーザーの利便性の向上及び業務の効率化を図っている。当支局は平成30年1月から運用中であるが、利用率向上が今後の課題である。
- 〈重量税の還付制度〉使用済み自動車の不法投棄防止と自動車のリサイクル促進の観点から、平成17年1月より新抹消登録制度が実施されており、車検の残存期間のある車両については、経済的なインセンティブ措置としての重量税還付が行われている。
- 〈佐賀県の特徴〉自家用乗用車（登録自動車と軽自動車）の一世帯当たりの保有台数では、全国の平均1.04台、九州の平均1.18台に対し、佐賀県では1.51台で全国12位、九州では最も高い数値を示している。（一般財団法人自動車検査登録情報協会資料：令和2年3月末現在）

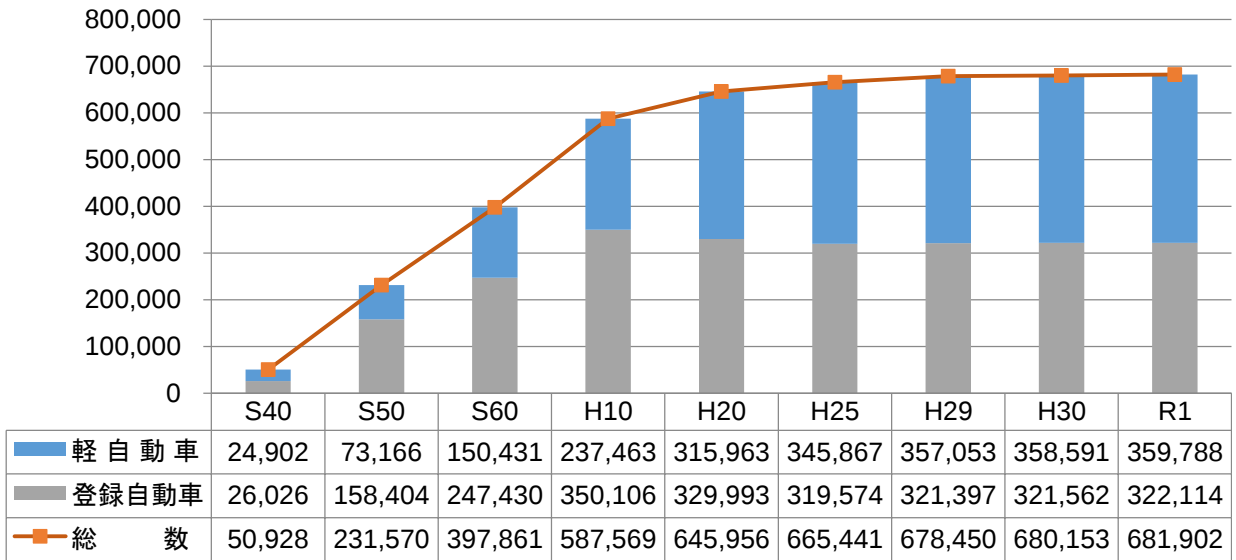
1．九州運輸局管内保有車両数（令和2年3月31日現在）

車種別	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	合計
登録自動車	1,918,029	322,114	407,637	694,418	455,255	437,814	617,237	4,852,504
小型二輪	73,779	13,150	16,655	24,057	13,847	16,650	21,732	179,870
軽自動車	1,414,717	346,638	529,629	672,324	455,248	493,914	715,820	4,628,290
合計	3,406,525	681,902	953,921	1,390,799	924,350	948,378	1,354,789	9,660,664



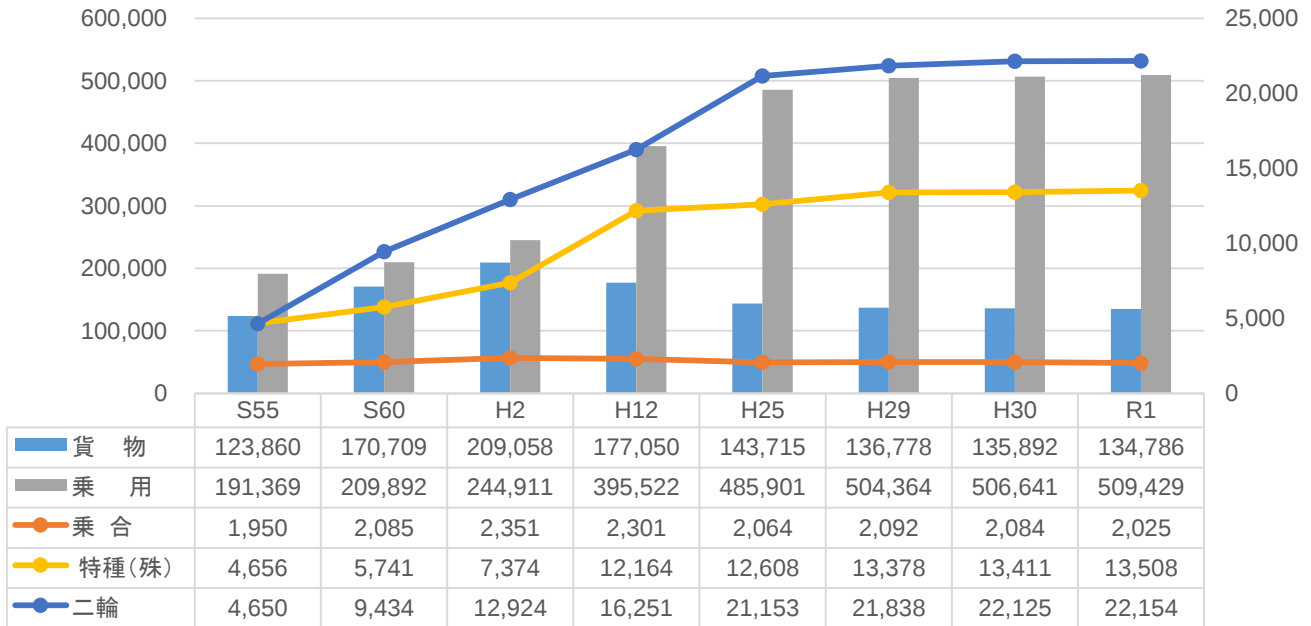
Ⅱ．管内の概況

2．管内保有車両数の推移（各年度末現在）



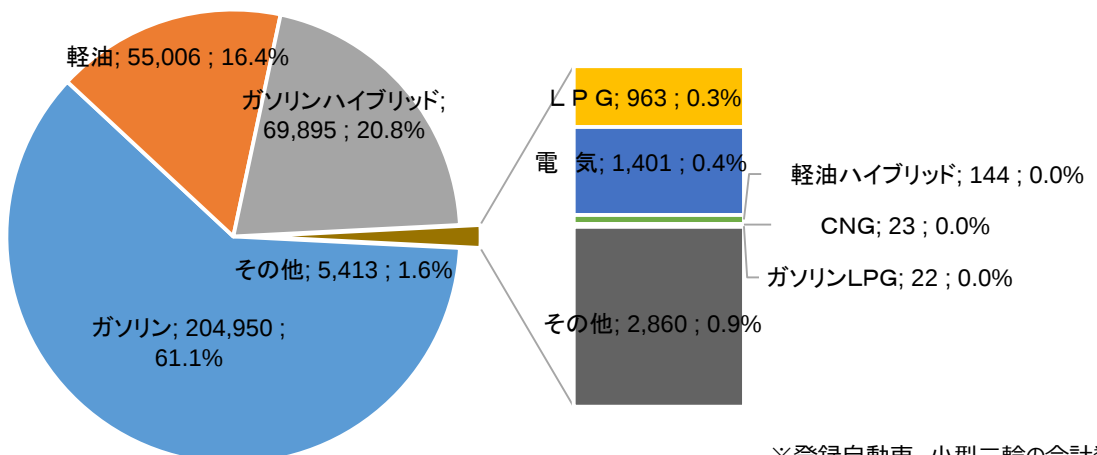
※軽自動車には自動二輪を含む

3．管内用途別自動車数の推移（各年度末現在）



※登録自動車、二輪、軽自動車の合計数

4．管内燃料別保有車両数（令和2年3月31日現在）



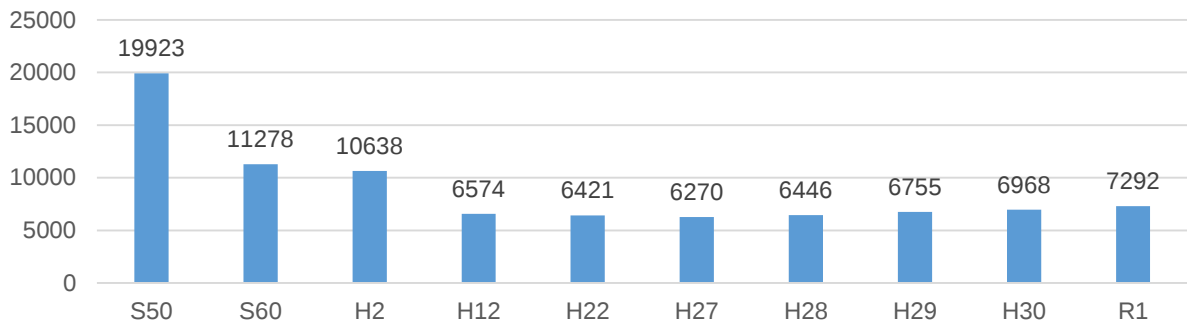
※登録自動車、小型二輪の合計数

5．臨時運行許可

臨時運行許可行政庁

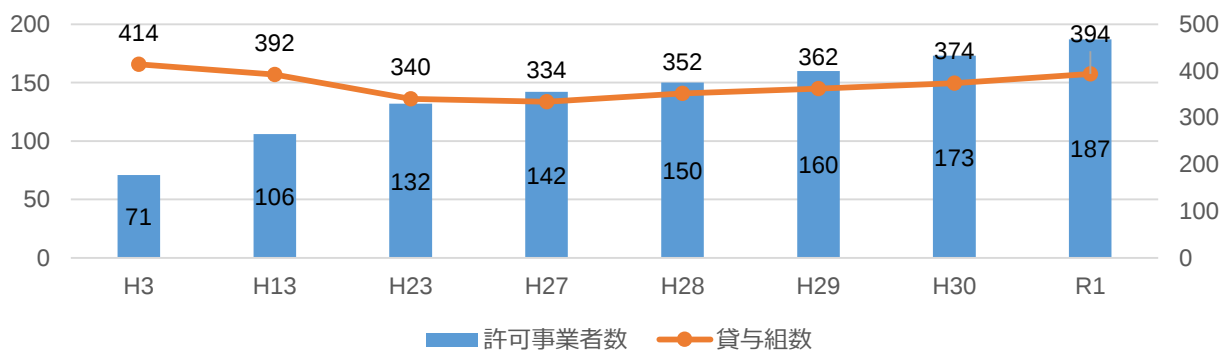
行政庁名	担当課	電話番号	行政庁名	担当課	電話番号
佐賀市	市民生活課	0952-40-7068	多久市	市民生活課	0952-75-6116
唐津市	市民課	0955-72-9120	嬉野市 (塩田庁舎)	市民課	0954-66-9118
唐津市 (相知支所)	総務福祉課	0955-53-7123	嬉野市 (嬉野庁舎)	市民課	0954-42-3304
伊万里市	市民課	0955-23-2143	有田町	税務課	0955-46-2736
武雄市	市民課	0954-23-9225	小城市	税務課	0952-37-6103
鹿島市	市民課	0954-63-2117	神埼市	市民課	0952-37-0116
鳥栖市	市民課	0942-85-3580			

臨時運行許可件数の推移（各年度末）



6．回送運行許可

許可事業者・貸与数 推移（各年度末）



貸与組数別許可事業者数（令和2年3月末現在）

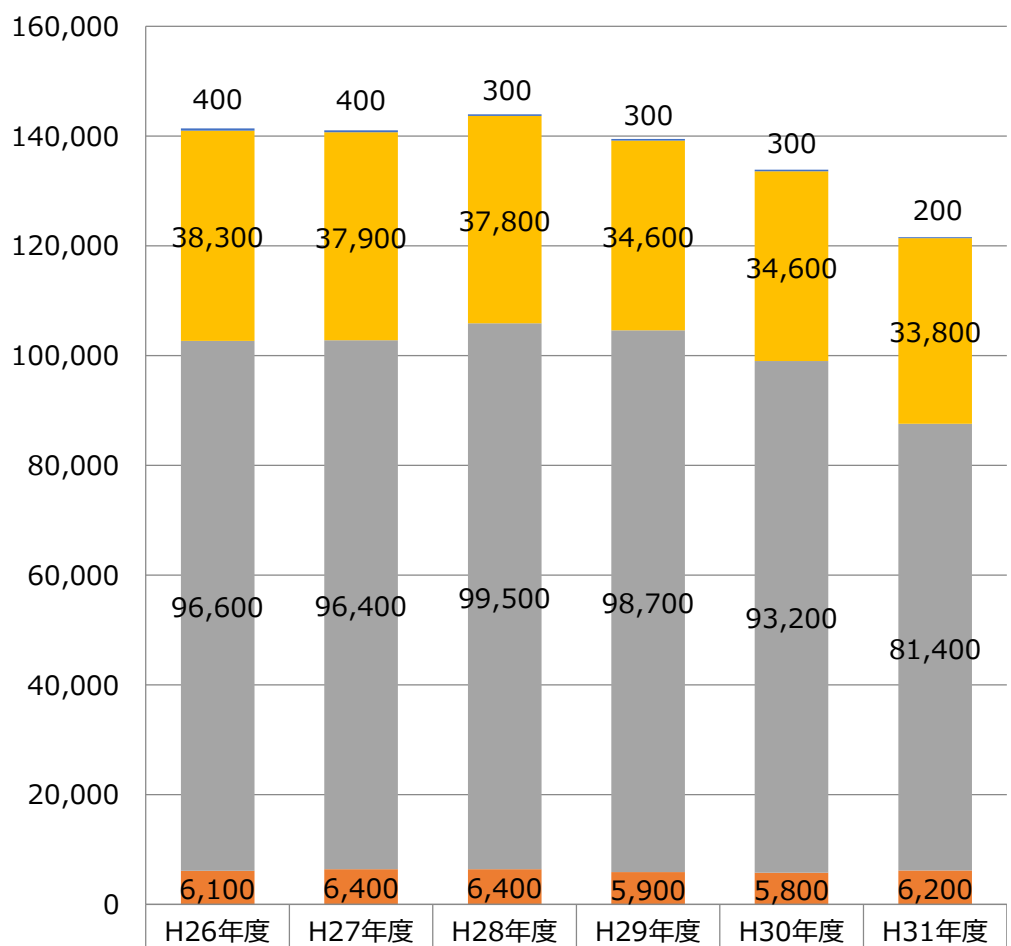
貸与組数	1組	～3組	～5組	～10組	～20組	21組以上	
事業者数	136	28	7	5	11	0	187

1.自動車検査制度及び点検整備制度の概況

整備・保安・検査

- 自動車の検査制度は、安全・環境の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものである。自動車の使用者は点検整備制度に基づき、自動車の日常点検及び定期点検を行うことにより車両を保守管理することが義務付けられている。
- 佐賀県内の自動車の検査対象車両数は、令和2年3月末において67万台である。その内、軽自動車は34万台を占めており、その検査の手続き業務については軽自動車検査協会において行われている。佐賀運輸支局においては、軽自動車を除く検査対象車両33万台について検査の手続き業務を行っており、新規検査等（構造変更、予備検査を含む）については年間6,200台、継続検査については11万5,200台であり、前年度に比べて新規検査等は増加し、継続検査は減少している。

1. 検査種別の検査車両数の推移



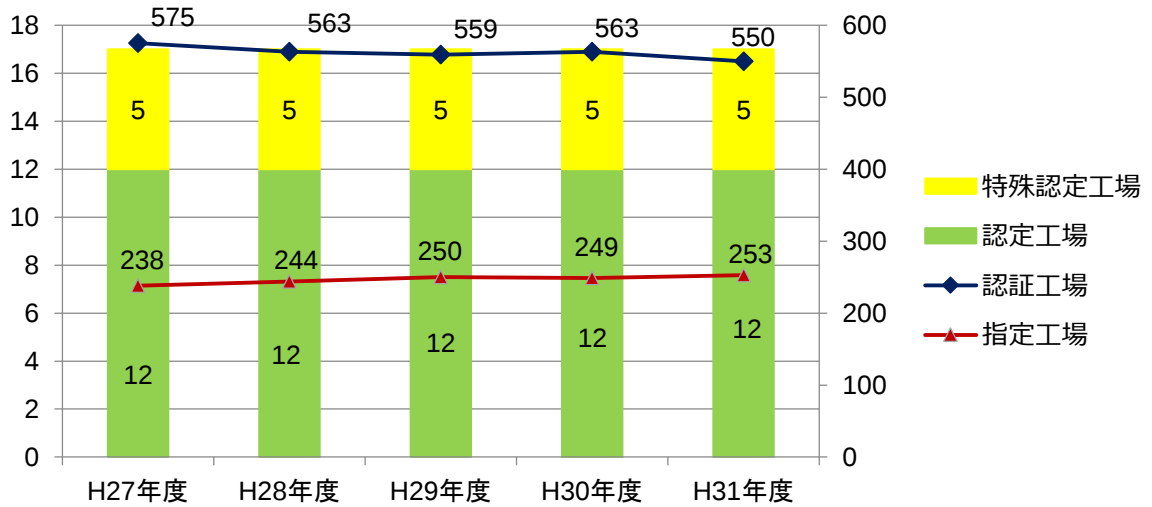
出張検査	400	400	300	300	300	200
現車検査（認証＋ユーザー車検）	38,300	37,900	37,800	34,600	34,600	33,800
適合証（指定）	96,600	96,400	99,500	98,700	93,200	81,400
新規検査等	6,100	6,400	6,400	5,900	5,800	6,200

2.自動車整備事業の概況

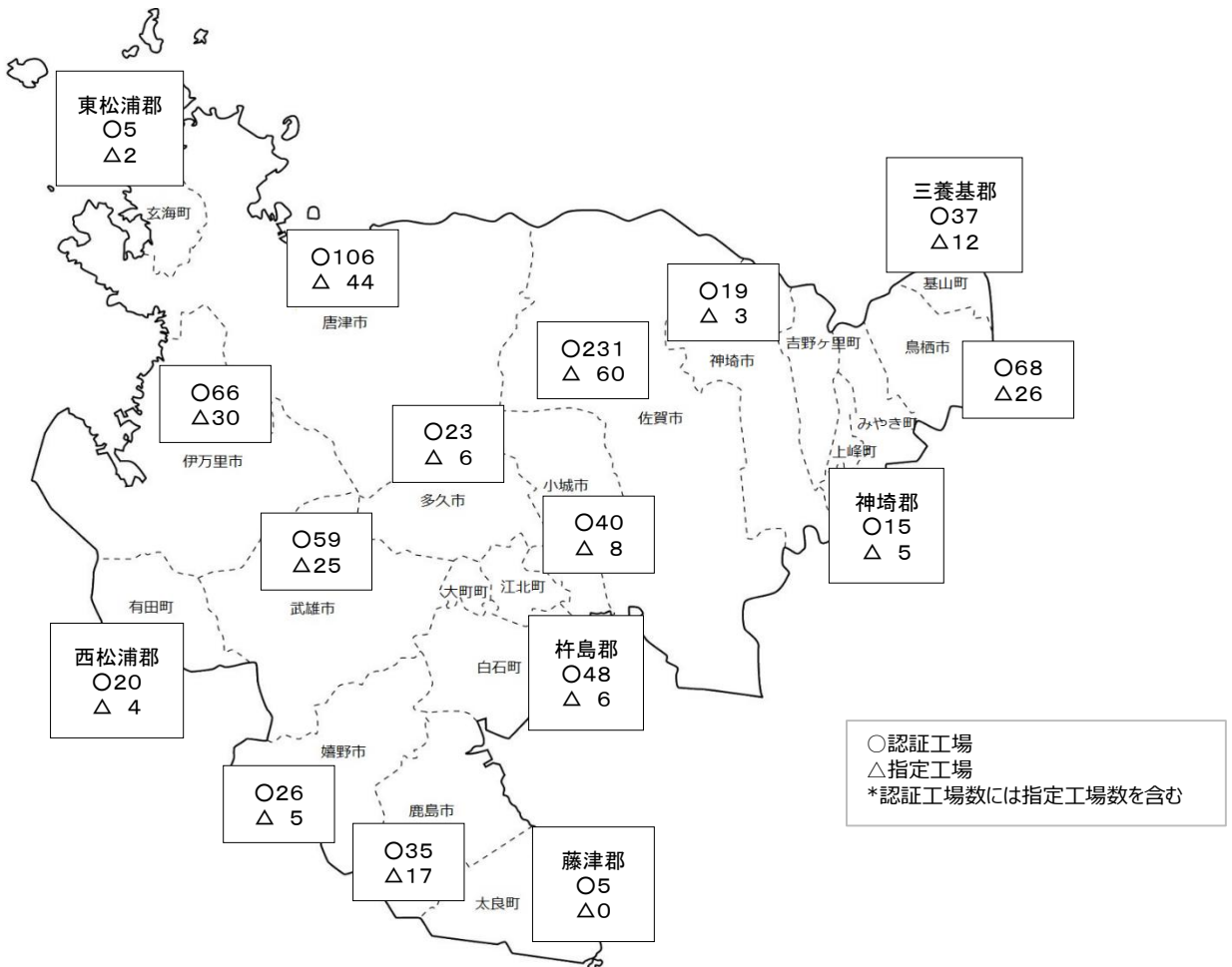
整備・保安・検査

- 佐賀県内の自動車分解整備事業場（認証工場）は、令和2年3月末現在、803工場で、前年よりも9工場減少している。また、指定工場は253工場で、前年よりも4工場増加している。
- 近年、自動車はITの発達により電子制御による新技術の利用が広まり、自動車整備士の技術力の向上が求められているため、整備主任者研修・自動車検査員研修等を毎年実施し、技術の向上を図っている。

1. 自動車整備事業場の推移



2. 市郡別認証工場数及び指定工場数

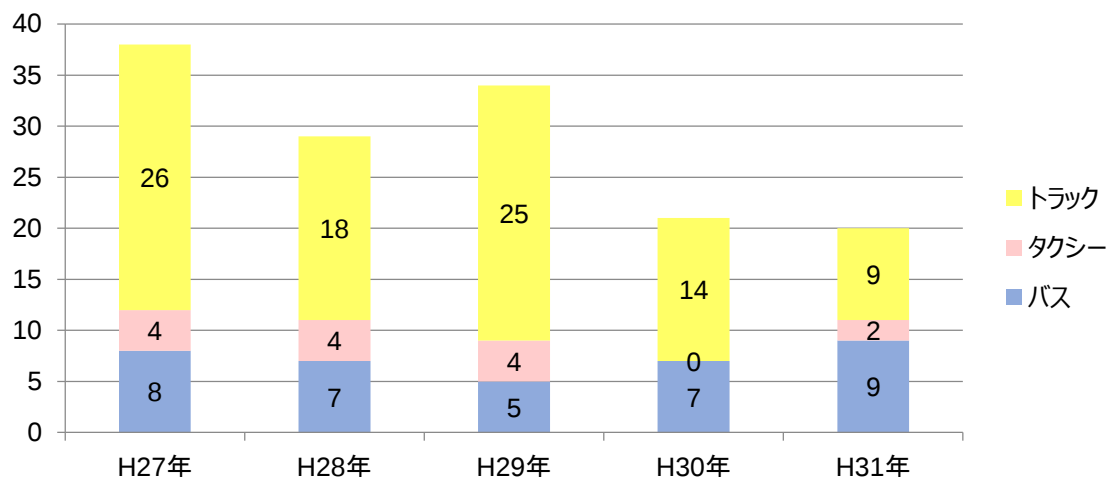


3. 自動車の事故・公害関係の概況

整備・保安・検査

- 国土交通省は、令和2年までに①死者数235人以下、②人身事故件数23,100件以下、③飲酒運転ゼロを目標に「事業用自動車総合安全プラン2020」として取り組んでいる。そのような中、佐賀県における令和元年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数20件、死者数1人、負傷者数14人であり、発生件数及び死者数は昨年より減少している。
- また、自動車の排出ガスによる大気汚染が大きな社会問題となり、その改善を図るために新車及び使用過程車について、道路運送車両の保安基準が逐次改正される等規制が強化されている。
- 自動車にかかる騒音規制は、定常走行騒音・加速走行騒音・使用過程にある自動車を測定しやすい近接排気騒音の3種類による規制が実施され、騒音についても逐次改正され規制強化が図られている。自動車を良好な状態に維持するには定期的な点検・整備を実施することが必要であり、その醸成を図るため各種運動等を実施し啓発を図っている。

1. 業態別事業用自動車重大事故件数の推移



2. 事故区分別 業態別 重大事故件数の推移

バス

区分	車両故障	車内	衝突	計
H29	3	1	1	5
H30	5	1	1	7
R1	5	4		9

タクシー

区分	衝突	死傷	健康起因	計
H29	1	3		4
H30				
R1		1	1	2

トラック

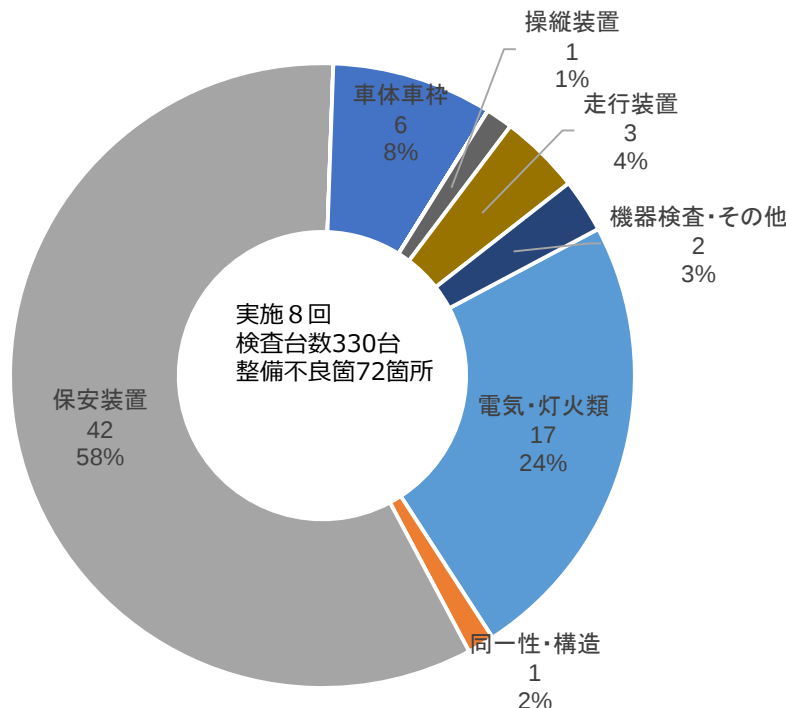
区分	衝突	死傷	車両故障	火災	転覆	転落	交通障害	その他	計
H29	10	2	1	5	5	1	1		25
H30	3	7		1	2		1		14
R1	1		2	1	1		3	1	9

4. 街頭検査の実施状況

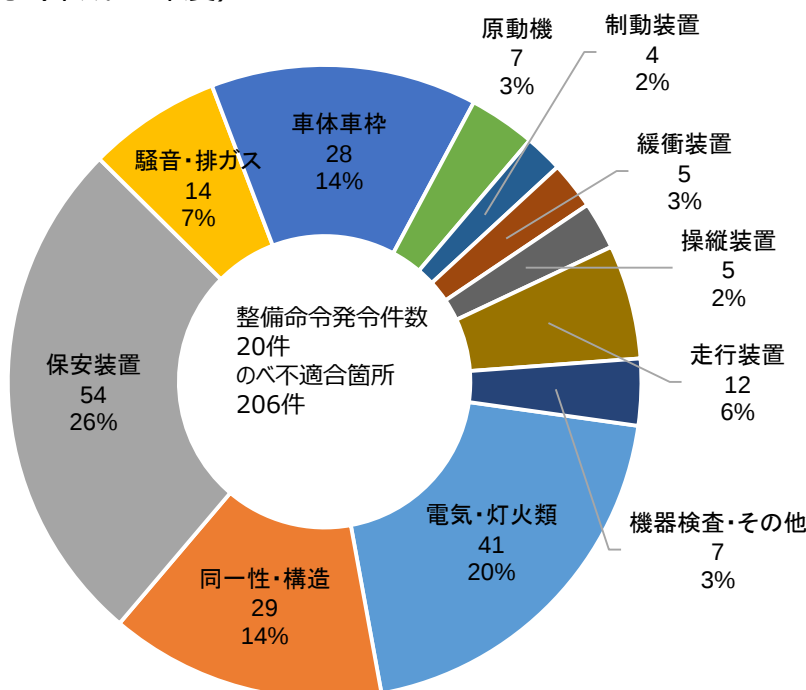
整備・保安・検査

県警と連携のもと不正改造車・整備不良車の取締りや街頭検査を積極的に実施。また、関係機関と連携し、無車検・無保険対策として「可搬式ナンバー自動読取装置」を用いた街頭検査や不正軽油使用摘発の街頭検査も実施している。

1. 装置別整備不良件数（平成31年度 一般街頭検査）



2. 整備命令の発令状況（平成31年度）

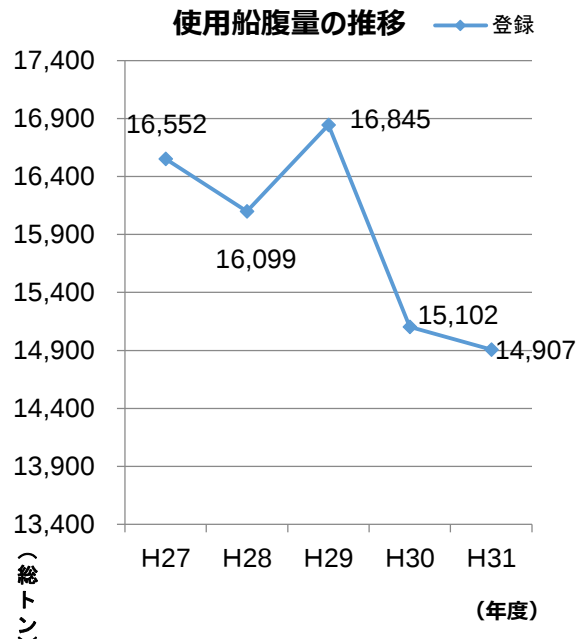
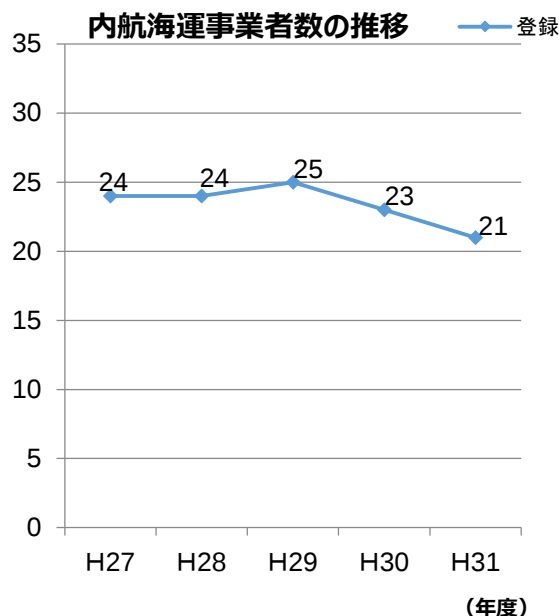


1. 運航関係事業の概況

海事

1. 内航海運関係

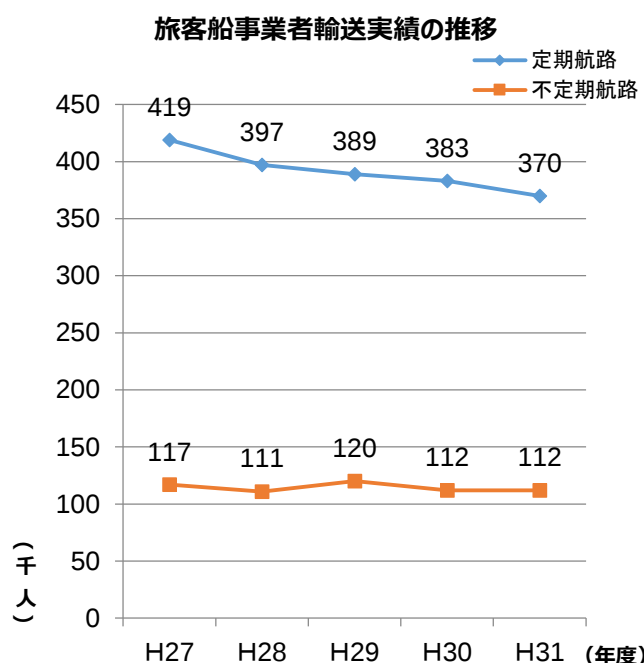
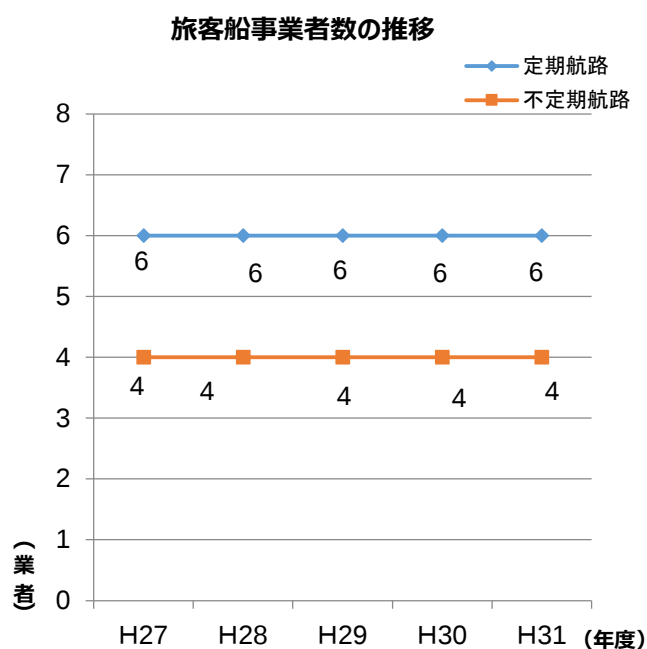
内航海運は、経済性が高く環境保全の面でも優れており、国内物流の約4割（トンキロベース）、特に産業基礎物資の約8割の輸送を担う基幹的な輸送機関である。管内の登録事業者数は21業者となっている。（下表参照）



2. 旅客船事業関係

管内の旅客船事業者数は、一般旅客定期航路事業 6者6航路、旅客不定期航路事業 4者4航路となっている。（下表参照）

なお、一般旅客定期航路事業者のうち、4航路が国庫補助航路、2航路が県単補助航路として指定を受け、離島地域住民の生活航路として、また、公共交通機関として重要な役割を果たしている。



2. 港湾運送事業の概況

海事

1. 港湾運送事業の概況

港湾運送事業は、指定港湾における船積み貨物の積み卸し、はしけ及びいかだによる運送、上屋その他の荷さばき場への搬出及び一時保管を行う事業であり、管内では唐津港及び伊万里港が指定されている。2 港における港湾運送事業者は下表のとおりとなっている。

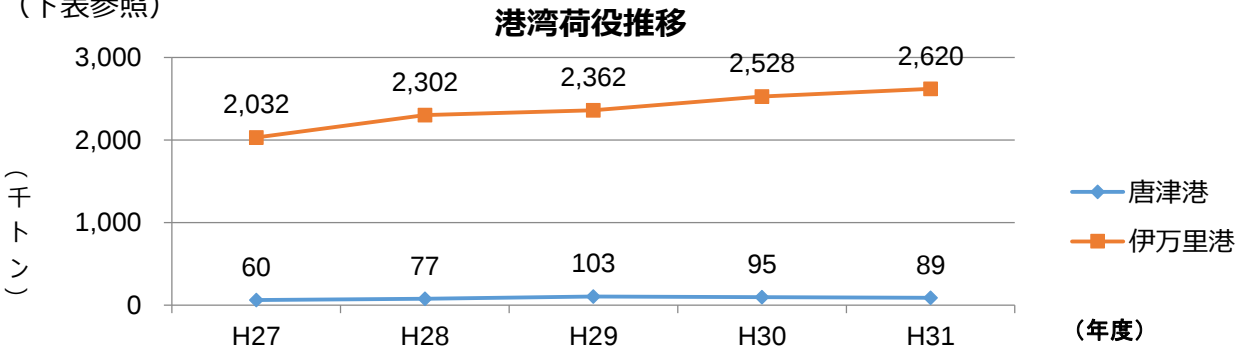
(令和2年3月末現在)

区分 港 名	業 種			
	一般港湾運送 (限定)	港 湾 荷 役		
		一 貫	船 内	沿 岸
唐津港	1	－	2	2
伊万里港	1	2	－	－

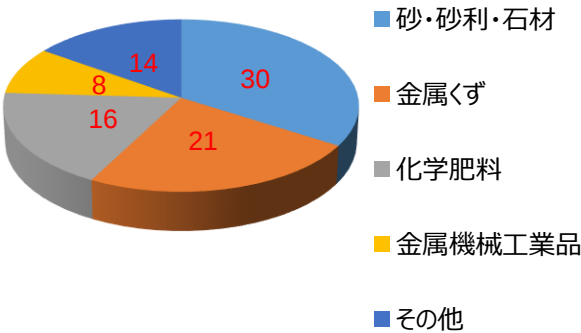
2. 港湾荷役実績

1. 唐津港における平成31年度の港湾荷役実績は対前年度比6.3%減の8.9万トンで、主要取扱貨物は 砂・砂利・石材、金属くず、化学肥料、金属機械工業品等となっている。（下表参照）
2. 伊万里港における平成31年度の港湾荷役実績は対前年度比3.6%増の262.0万トンで、主要取扱貨物はコンテナ、鉄鋼、石炭、金属くず等となっており、全取扱量の約80%をコンテナ（主に中国、韓国）が占めている。

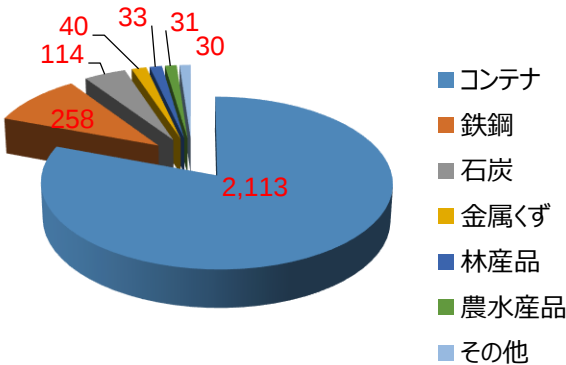
(下表参照)



平成31年度 唐津港荷役実績内訳 (千トン)



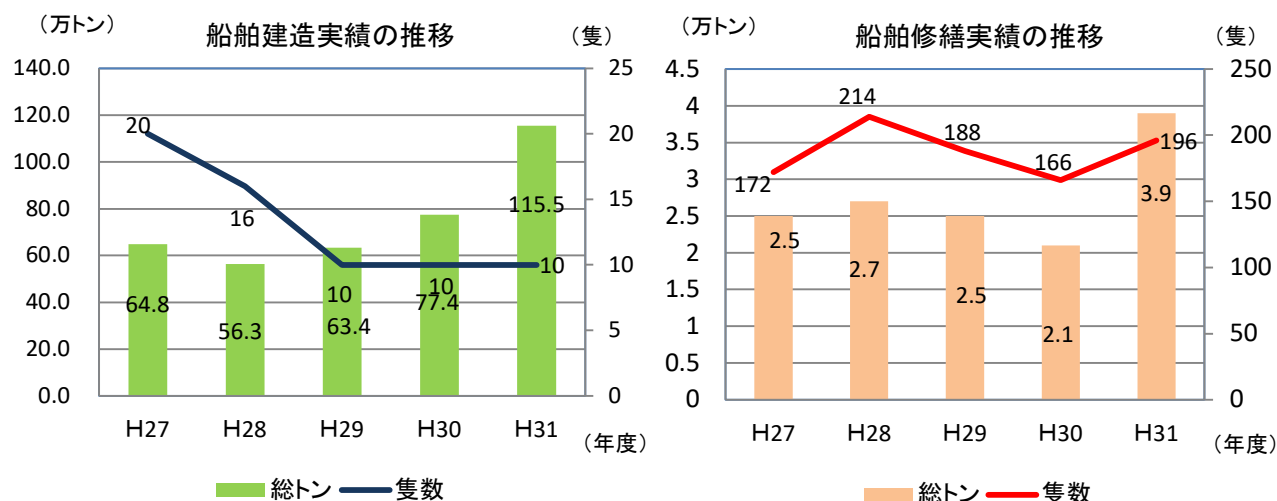
平成31年度 伊万里港荷役実績内訳 (千トン)



海事産業関連事業の概況

1. 造船事業の概況

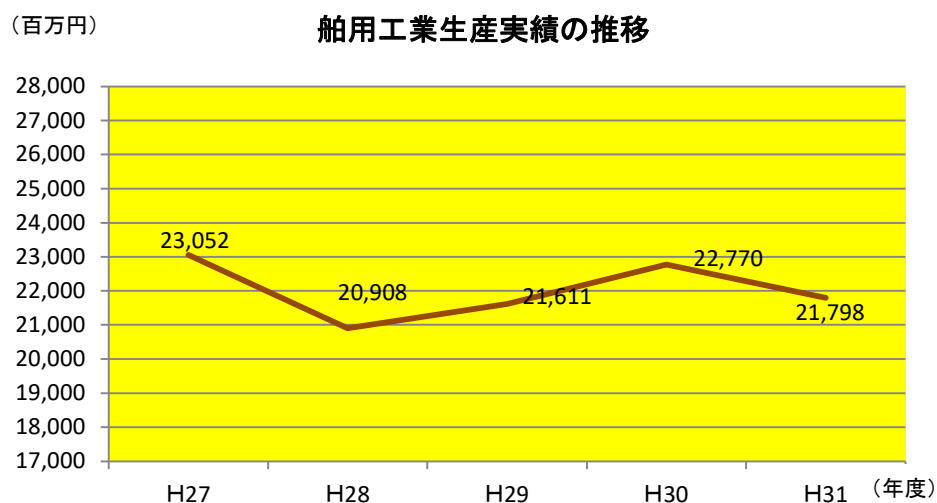
管内造船所の平成31年度における建造量は10隻で115.5万総トン、修繕量は196隻で3.9万総トンとなっている。



2. 船用工業の概況

管内の船用工業事業者は、ほとんどが中小・零細企業で舶用品の生産・販売を主業務としている。

平成31年度における生産高は約218億円(8者分)で、前年に比べ約10億円(4.2%)の減



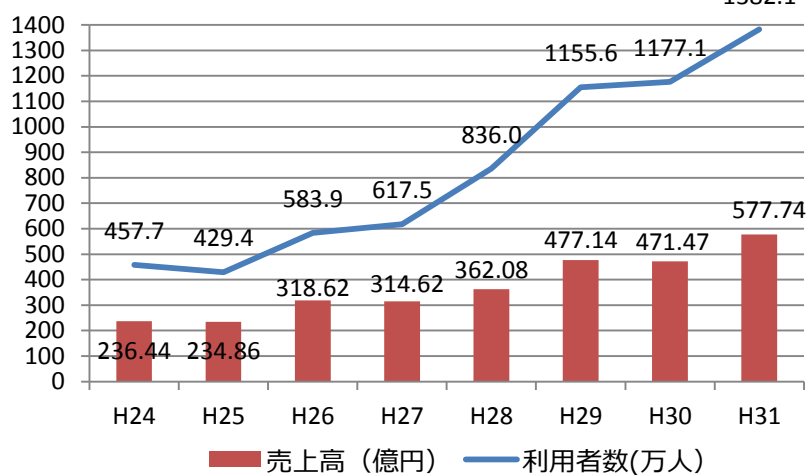
3. モーターボート競走事業の概況

- 唐津競走場は、昭和28年8月から松浦川河口で競走場としてレースが開催されてきたが、天候等の影響を避けるため、また、ファン利用者への配慮を考慮し、現在地に人工湖を新設し昭和50年3月に移転した。
- 平成17年1月から唐津市（唐津市長）が施行者として事業を行っていたが、平成29年4月の組織変更に伴い、唐津市ボートレース企業局が施行者となった。
- 平成31年度の売り上げは、約578億円（前年比22.5%増）、利用者数は約1,382万人（前年比17.4%増）となった。県内4カ所の専用場外発売場や唐津競走場に外向け発売所「ドリームピット」の開設や、耐震補強を含め、スタンド等の機能を見直すため施設の改修を行うなど、時代のニーズに沿ったファンサービスの向上に努めている。施設の改修工事については、令和3年3月の完成を目指していたが、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり令和3年10月頃の竣工となる見込み。

唐津競走場の概要

・所在地	唐津市原1116番地
・施行者	唐津市
・初開催日	昭和28年8月7日
・年間開催日数	186日（H30年度）
・場外発売場	ボートピア三日月 ボートチケットショップミニット オレ呼子 ボートピアみやき

（億円/万人） 売上高及び利用者数の推移



4. 海事産業次世代人材育成事業の概況

平成31年度における取り組みは、佐賀県唐津市内の唐津海上技術学校の生徒36名、教諭2名を対象とし、(株)名村造船所、東亜工機(株)の海事施設見学会を実施した。



東亜工機(株) 講習風景



東亜工機(株) 講習風景



名村造船所施設説明（模型を使用）



名村造船所玄関前で記念撮影

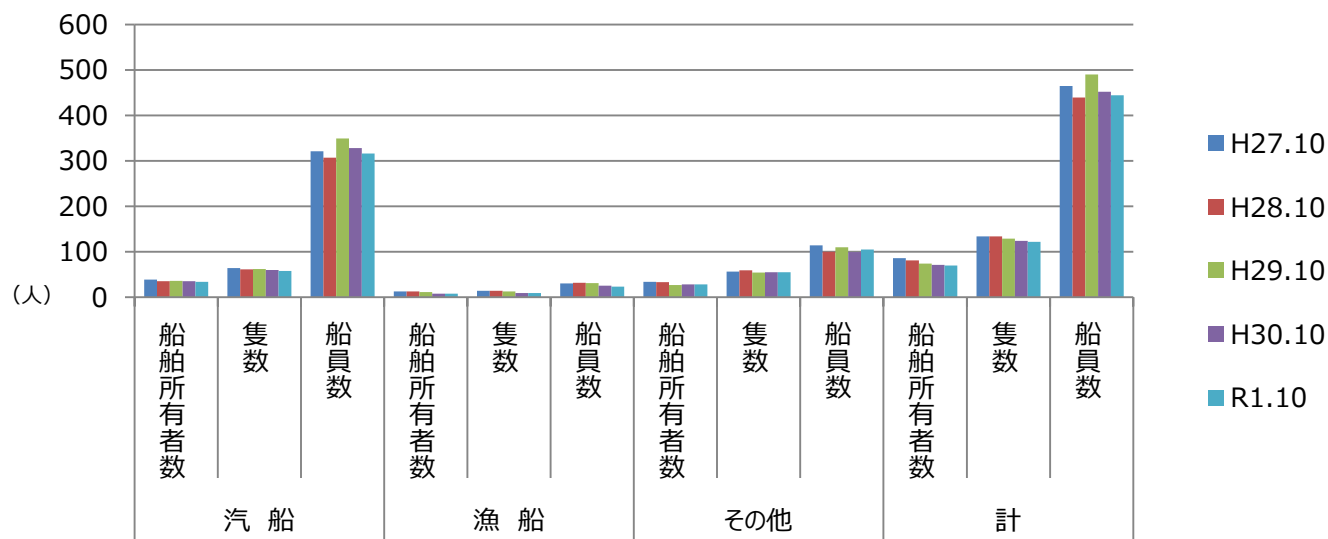
1. 船員関係事業の概況

運航労務

1. 船員労働環境関係

① 船員労働環境関係

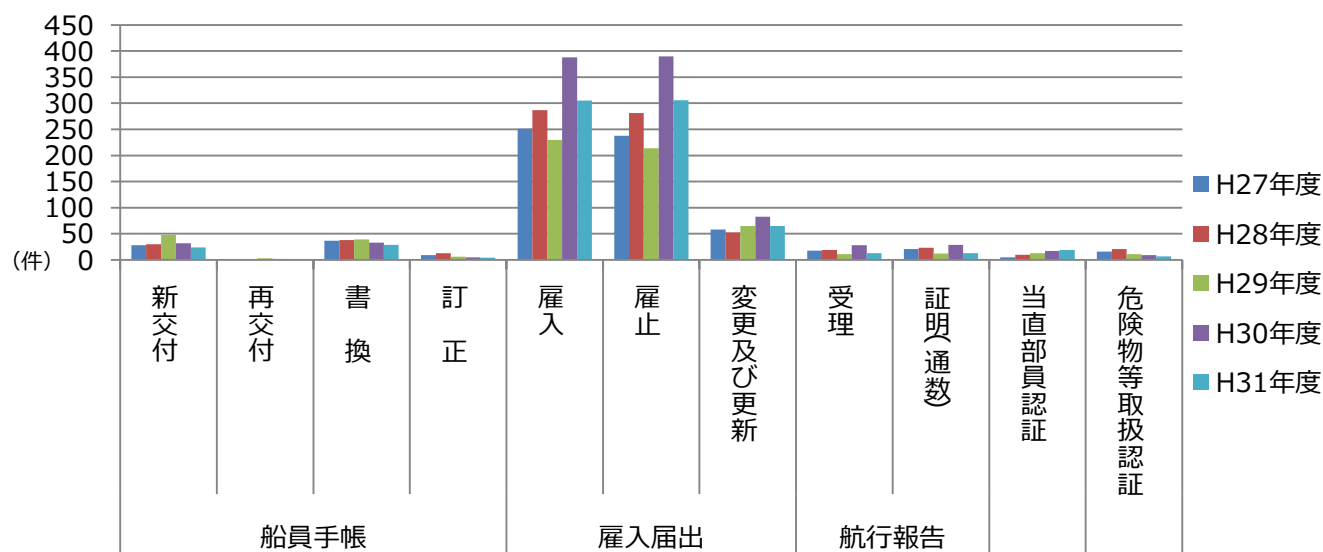
- 管内の令和元年10月1日現在における船員法の適用状況は、適用事業者数70事業者、船舶数122隻、船員数444人となっており、その推移は下表のとおり。
- 汽船の船舶所有者は、その大半が肥前地区（星賀）に集中しており、主として内航海運業を生業とするいわゆる一杯船主である。
- 漁船の船舶所有者は、そのほとんどが唐津、鎮西、肥前地区を基地とする延縄、一本釣、雑漁業の事業者となっている。



事業状況報告書より作成
※未提出事業者についてはその他に計上

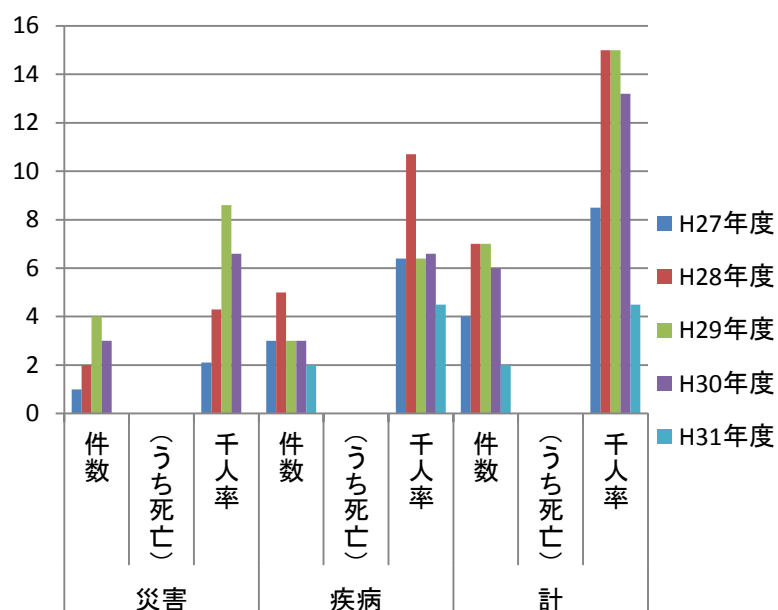
② 船員法関係の事務取扱状況

- 平成31年度の船員法関係の事務取扱件数は、船員手帳関係57件、雇入届出関係676件、航行報告関係13件、当直部員認証19件、危険物等取扱認証7件となっており、その推移は下表のとおり。
- 管内における船員法関係事務を取り扱う指定市町村は、伊万里市（山代出張所）、唐津市（肥前支所）、白石町の3市町である。



2．船員労働安全衛生関係

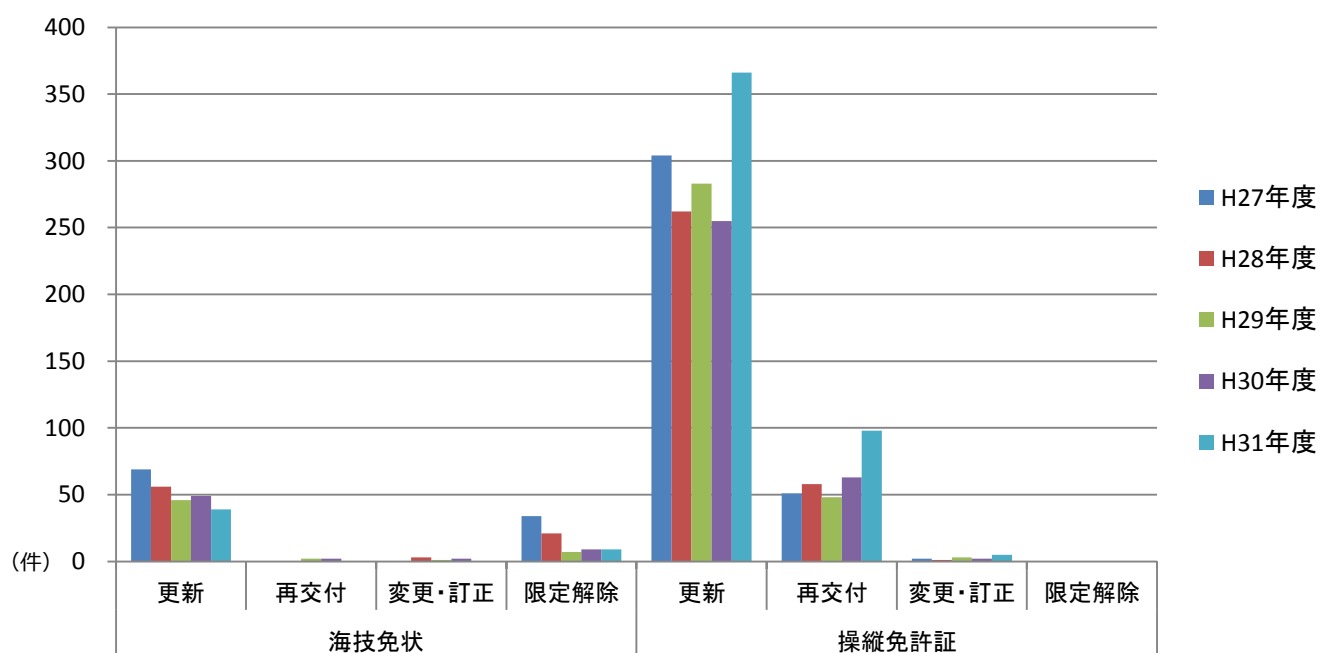
- ▶ 平成31年度の管内における船員の災害疾病発生状況は、災害0件（千人率0.0件）、疾病2件（千人率4.5件）となっており、その推移は下表のとおり。
- ▶ 船員の災害防止を促進するため、管内では、平成3年6月に「佐賀地区船員労働安全衛生協議会」が、また、平成4年4月には「船員災害防止協会九州支部佐賀地区支部」が設置され、当運輸支局と密接な連携のもと、安全衛生講習会、サバイバルトレーニング等の各種行事や訪船指導等が積極的に行われている。



安全衛生講習会の様子

3．船舶職員関係

平成31年度の船舶職員及び小型船舶操縦者法関係の事務取扱件数は海技免状の更新件数39件、再交付・訂正件数0件、限定解除件数9件、小型船舶操縦免許の更新件数366件、再交付・訂正件数103件、限定解除件数0件となっており、その推移は下表のとおり。



4. 運航労務監理官関係

平成31年度九州運輸局運航労務監理官監査等実施方針に基づいて、

➤ 運航管理監査については、以下に重点をおいて実施した。

(1) 旅客船を重点対象とした通常監査の実施

① 安全管理規程の乗組員全員への周知徹底

② 川下り船事業者等に対する安全運航の徹底等指導

③ 海上タクシー事業者には安全指導句間を設け関係規定の遵守徹底について監督・指導

(2) 特別監査の最優先実施（事故や法令違反発生時の背景や原因を重点的に監査し再発防止）

(3) 違反の是正徹底（命令等発出事業者に対するフォローアップ）

➤ 船員労務監査については、以下に重点をおいて、32隻の船舶に対して監査を実施した。

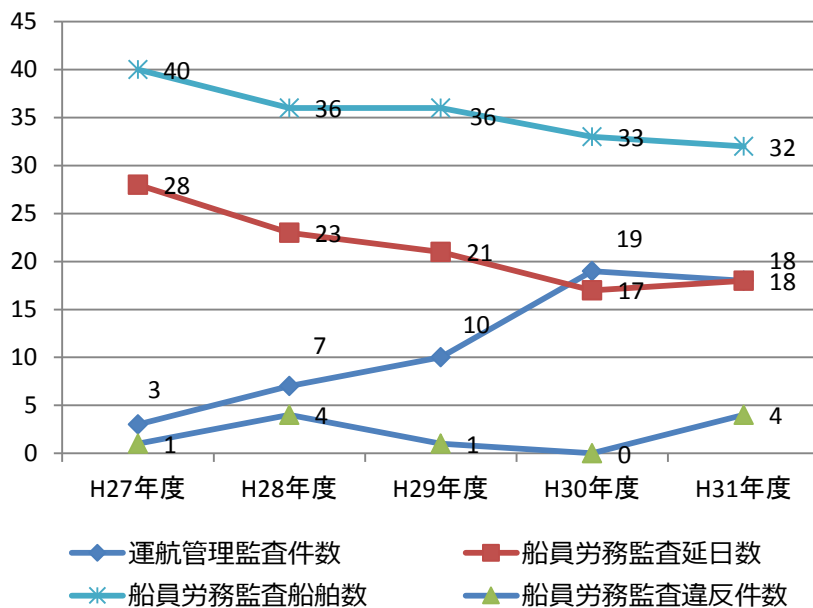
(1) 2006年の海上の労働に関する条約への対応

(2) 通常監査を通じた船員災害の予防

(3) 災害発生時監査における勧告の積極的活用

(4) 海難発生時監査における違反認定の徹底

なお、運航管理監査及び船員労務監査の推移は下表のとおり。



運航労務監理官による
船長への聞き取りの様子

2. 運輸安全マネジメント関係事業の概況

運航労務

- 平成18年3月31日に施行された運輸安全一括法に基づき、海上運送事業者（旅客船、内航貨物船、海上タクシー等）に導入された運輸安全マネジメント評価について、平成24年度末までに、全事業者に対して1回目の評価を実施。
- 平成28年度から2回目以降を3年間で4者に対し、平成30年度をもって評価を終了した。平成31年度からは新たな評価方針として、新規対象者は3年連続で、4回目以降の事業者は3年に1回評価を実施している。（但し、海難事故等発生させ安全管理に懸念がある事業者は弾力的に運用）
- 運輸安全マネジメント制度に対する趣旨等の理解を深めるために、毎年「運航安全管理研修会」を実施している。

1 沿革

本庁舎関係

昭和22年3月22日

臨時物資需給調整法（昭和21年法律第32号）に基づく事務を処理をするため、運輸省告示第71号（昭和22年3月）によって、各都道府県庁所在地に自動車事務所が設置された。同年5月、自動車交通事業法に関する事務が都道府県より移管され、これらを含めて自動車行政を行うこととなった。佐賀自動車事務所は国鉄旧佐賀駅構内に庁舎を置いた。

昭和22年5月

佐賀市松原町に事務所を移転。

昭和23年1月1日

道路運送法（昭和22年法律第191号）の施行にともない、従来の自動車事務所は廃止され、新たに道路運送監理事務所が設置され運輸省の地方出先機関として陸運行政を行うこととなった。事務所を大財二丁目に移転。

昭和24年8月1日

運輸省設置法（昭和24年法律第157号）の制定にともない、道路運送監理事務所は廃止され、福岡陸運局佐賀分室となった。

昭和24年11月1日

昭和24年8月1日、国家行政と地方行政事務の再配に関連し、地方的事務の一部は都道府県知事に機関委任され、委任事務を処理するため、陸運局分室を廃止、地方自治法附則第4条により陸運事務所が設置された。

昭和27年2月

佐賀市本庄町鹿子に本場自動車検査場を新設。

昭和28年12月

佐賀市水ヶ江町稚小路に事務所を移転。

昭和31年4月

佐賀市大財2丁目に事務所を移転。

昭和40年4月

佐賀市高木瀬町高木1271-1に本場検査場を移転。

昭和41年3月

佐賀市高木瀬町高木1281-3に事務所を移転。

昭和46年4月

登録業務に電算機を導入した。

昭和48年3月

佐賀市高木瀬町高木1244（現在地）に本場検査場を移転し、検査機器を全自動化にした。

昭和48年10月

特殊法人軽検査協会設立にともない軽自動車の届出業務を分離。

昭和56年3月

佐賀市高木瀬町大字高木1244-5（現在地）に事務所を新築移転した。

昭和60年4月

道路運送法等の一部を改正する法律（昭和59年8月10日、法律第67号）により運輸省設置法の一部が改正され九州運輸局佐賀陸運支局が発足することとなり、昭和24年11月より永年親しまれてきた佐賀県陸運事務所が廃止され、名実ともに運輸省管轄となる。

昭和63年11月

住居表示の実施により佐賀市若楠二丁目7番8号となる。

平成13年1月

中央省庁等改革基本法及び国土交通省設置法により運輸省・建設省・国土庁・北海道開発庁が総合して国土交通省が発足。

平成14年7月

国土交通省設置法の改正による組織改編で佐賀運輸支局となる。自動車検査部門が独立行政法人化。

唐津庁舎関係

昭和18年11月

門司海運局唐津支局、住ノ江支局及び唐津支局伊万里出張所が開設された。

昭和19年6月

住ノ江支局が出張所に降格、唐津支局住ノ江出張所となった。

昭和20年6月

官制改正により門司海運局が九州海運局と改称された。

昭和21年2月

伊万里出張所が廃止された。

昭和21年5月

唐津支局伊万里分室が開設された。

昭和22年11月

佐賀、大町、呼子、諸富、嘉瀬、塩田、浜及び大浦の各出張所が開設された。

昭和24年6月

嘉瀬出張所及び塩田出張所が廃止された。

昭和26年6月

伊万里分室が出張所に昇格し、佐賀出張所が廃止された。

昭和27年8月

大町、呼子、諸富、浜及び大浦の各出張所が廃止された。

昭和33年1月

伊万里出張所が分室となった。

昭和39年6月

船員労務官が配置された。

昭和44年4月

住ノ江出張所が廃止された。

昭和46年4月

伊万里分室が廃止された。

昭和59年7月

運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局唐津海運支局に改称された。

平成5年4月

船員労務官が複数制となった。

平成14年7月

運輸省設置法の一部改正により、九州運輸局佐賀運輸支局（唐津庁舎）に改称された。

平成17年4月

組織改正により、運航労務監理官を配置。

平成30年6月

港湾合同庁舎新設に伴い、唐津市二タ子3丁目2 1 4番6号へ移転。

2 佐賀運輸支局の主な業務内容

本庁舎

企画調整担当

- ・ 地域公共交通の確保・維持・改善に関する事
- ・ 観光の振興に関する事
- ・ 交通環境に関する事
- ・ 鉄道事業に関する事

企画輸送・監査担当

- ・ 倉庫業に関する事
- ・ 自動車運送事業に関する事
- ・ 自動車運送事業の指導及び業務監査に関する事
- ・ 自家用自動車の貸渡に関する事
- ・ 土砂等運搬大型自動車の使用に関する事
- ・ 自動車損害賠償責任保険に関する事
- ・ 総務、人事、会計に関する事

登録担当

- ・ 自動車の登録に関する事
- ・ 自動車の番号標、封印に関する事
- ・ 自動車の臨時運行、回送運行に関する事
- ・ 自動車の抵当権の登録に関する事

整備・保安・検査担当

- ・ 自動車の整備事業に関する事
- ・ 自動車の整備士に関する事
- ・ 自動車の運行管理者及び整備管理者に関する事
- ・ 自動車の事故に関する事

唐津庁舎

海事担当

- ・ 旅客航路事業、内航海運業に関する事
- ・ 港湾運送事業に関する事
- ・ 造船業、造船関連工業に関する事
- ・ モーターボート競争に関する事
- ・ 船員の雇入契約届出、船員手帳交付、各種資格認定に関する事
- ・ 海技免状等の更新等に関する事
- ・ 海技免状等の更新等に関する事

運航労務監理官

- ・ 旅客航路事業に対する安全審査等に関する事
- ・ 船員の労働条件の確保及び最低賃金に関する事
- ・ 船員災害の防止を図るための安全衛生に関する事
- ・ 未払い賃金の支払いの確保等に関する事

3 管轄区域

業務別	管轄区域	管轄支局
倉庫関係業務	佐賀県全域	佐賀運輸支局（本庁舎）
輸送関係業務		
監査関係業務		
自動車登録関係業務		
整備関係業務		
海事関係業務及び運航労務監理官	佐賀県全域	佐賀運輸支局（唐津庁舎）
船舶登録測度及び船舶検査	佐賀県のうち唐津市及び東松浦郡	九州運輸局
	佐賀県のうち伊万里市及び西松浦郡	佐世保海事事務所
	佐賀県（上記の区域を除く）	長崎運輸支局（本庁舎）
船員職業安定所	佐賀県のうち鹿島市、嬉野市、藤津郡	長崎運輸支局（本庁舎）
	佐賀県（上記の区域を除く）	佐世保海事事務所
外国船舶監督	佐賀県のうち唐津市及び東松浦郡	九州運輸局
	佐賀県のうち伊万里市及び西松浦郡	佐世保海事事務所
	佐賀県（上記の区域を除く）	船員関係については佐賀運輸支局（唐津庁舎） 長崎運輸支局（本庁舎）

- 平成11年4月の「中央省庁等改革の推進に関する方針」により平成11年12月に「自動車検査独立行政法人法」が成立、平成14年7月に「自動車検査独立行政法人」が設立された。その後、平成25年12月の閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、平成28年4月に「自動車検査独立行政法人」と「交通安全環境研究所」が統合され「独立行政法人自動車技術総合機構」が設立された。
- 自動車検査場における業務では、平成20年度より、I Tを利用した取り組みとして、新規検査等における自動車の寸法・重量等の高精度な諸元測定と車両の画像取得を自動的に行い、電子的に記録・保存する「3次元測定・画像取得装置」を運用することにより自動車検査の高度化を図っている。
- 自動車検査場の検査以外にも、社会的要請の高い街頭での検査を実施し、実際に使用されている自動車の保安基準適合性の確保を図っている。

1. 佐賀事務所の概況

①業務内容

自動車が保安基準に適合するかどうかの審査
上記に掲げる業務に附帯する業務

②組織



③検査場の概要

現施設の新設年月日	昭和48年3月
用地面積	13,828㎡
検査場上屋面積	1,412㎡
検査コース（4コース）	兼用コース、小型1コース、新規・DSコース、二輪コース



国土交通省 九州運輸局

佐賀運輸支局

□ 佐賀運輸支局本庁舎

〒849-0928 佐賀市若楠2丁目7-8

企画輸送・監査担当 TEL(0952)30-7271
登録コールセンター TEL(050)5540-2082
整備・保安・検査担当 TEL(0952)30-7274

FAX(企画輸送・監査) FAX(0952)30-7287
FAX(登録・整備) FAX(0952)30-7279



□ 佐賀運輸支局唐津庁舎

〒847-0861 唐津市二タ子3丁目214番6号
唐津港湾合同庁舎

海事担当 TEL(0955)72-3009
FAX FAX(0955)72-3002



九州運輸局のホームページでも統計情報をご覧ください。
九州統計情報
<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/toukei/body2.htm>